

○議事日程（令和7年6月18日第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

---

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 早崎百合子

○出席議員

1番	佐野伸也	2番	大橋みち子
3番	西脇康	4番	清水由美子
5番	北倉義博	6番	岩永義仁
7番	吉田太郎	8番	早崎百合子
9番	野村永一	10番	松永民夫
11番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

---

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地憲元	副町長	田中一也
教育長	早崎京子	総務部長	川口智也
総務部総務課長	無藤宣宏	総務部 企画財政課長	中島和哉
総務部税務課長	永嶺早苗	住民福祉部長	近藤真由美
住民福祉部 住民環境課長	吉村和人	住民福祉部 健康福祉課長	伊藤めぐみ
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	竹中修
産業建設部 産業観光課 農地整備推進室長	問山剛	産業建設部技術参事兼 建設課長	近藤晴彦
産業建設部 水道課長	加納康宏	会計管理者兼 会計課長	若山実穂
教育委員会 事務局長	中島恵美	教育委員会 教育総務課長	尾前眞理
教育委員会 生涯学習課長	徳本弘基	消防長	大倉巧

消防総務課長 三輪正俊

消防課長 玉井洋祐

---

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 高橋正人

議会事務局書記 國枝利法

(開議時間 午前9時30分)

○議長(早崎百合子君) おはようございます。

令和7年第2回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。傍聴席の皆さんも御一緒をお願いいたします。私が前段を読み上げますので、後段を御唱和ください。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(早崎百合子君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

なお、執行においては、佐竹産業観光課長が療養のため欠席し、産業観光課長の代理で問山農地整備推進室長が出席しますので、御報告します。

インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

また、本定例会においては、上着の着用を自由としておりますので、暑い方については上着を脱いでいただいて結構です。

ただいまから令和7年第2回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

---

○議長(早崎百合子君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、3番 西脇康君、4番 清水由美子君を指名します。

---

○議長(早崎百合子君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長(早崎百合子君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、9名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に、2番 大橋みち子君。

○2番(大橋みち子君) 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問いたします。

病児・病後児保育の事業についてです。

この事業は、子育て中の親さんの困ったをサポートするといってもいいのではないで

しょうか。人口減少対策、少子化対策の一つとして、子供が病気の時、保育所において児童を一時的に保育する病児・病後児保育事業の実践に向け、事業者の保育施設整備を支援し、全ての人々が安心して子育てと仕事を両立できるように子ども・子育て支援をしていく事業です。それは、子供が病気の時、保護者の就労等により自宅の保育が困難な場合、一時的に保育を有する場を確保することで保育者の負担を軽減します。

岐阜県内の病児・病後児保育所の実施主体が市町村である施設は30の市町村です。その中の61の実施施設が病児・病後児保育を実践しています。実施形態は、病気の場合が37、病後、病気の後が8、体調不良が18の施設で実施されています。

養老町は、令和7年4月から事業委託により病児・病後児保育施設が開設されました。名称は、病児保育園Support youです。養老町の病児・病後児保育施設について御質問いたします。

1 番目に、令和7年度4月に開設されました病児・病後児保育施設について教えてください。病児・病後児保育の4月、5月の登録者はありますか。

2 点目は、保護者や住民の方のPRは。地域住民の内覧会は行われましたか。

3 番目、予約についてです。利用方法、利用料金等です。具体的に教えてください。

2 番目は、養老町子育て世帯支援クーポン事業に関するお知らせについてです。広報6月号に記載されていました。それは、食費など物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減のため、町では、ファミリー・サポート・センター及び病児・病後児保育施設で利用できるクーポン券の配付についてです。保護者の方が分かりやすくなるように教えていただきたいと思っております。以上です。

○議長（早崎百合子君） 香川子ども課長、演台にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） ただいまの大橋議員の質問について、実務的な内容でございますので、私のほうから回答させていただきます。

1 点目の本町の病児・病後児保育施設の登録者数につきましては、令和7年5月末日現在13名の児童が登録しております。

周知につきましては、事業所においてホームページを開設し、広く周知を図られているほか、町では、広報、ホームページ、子育て応援サイト「ようろうっこ」へ掲載し、保護者や地域の方々に周知しております。

また、内覧会は町関係者のみに行われており、地域の方を対象には行われておりません。

利用予約は、専用のシステム、病児保育ネット予約サービス「あずかるこちゃん」にて行います。予約の際には、医療機関において発行された利用連絡票が必要であり、利用料金は、1日2,000円、半日1,000円となっております。

病児・病後児保育施設について多くの方に知っていただき、就労等により家庭での保育が困難な保護者に対し、十分なサポートができるよう、事業者と連携してまいります。

2点目の養老町子育て世帯支援クーポン事業につきましては、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、病児・病後児保育施設及びファミリー・サポート・センターを利用できるクーポンを配付する事業です。児童1人につき4,000円分の利用料として使えるクーポン券、500ポイント券6枚、100ポイント券10枚を配付します。

対象児童は、令和7年4月1日現在、本町に住民登録があるゼロ歳から6歳までの未就学児童、令和7年度に出生した子及び転入したゼロ歳から6歳までの未就学児童で、その子を監護する保護者等に配付いたします。

配付方法及び時期は、簡易書留による郵送にて6月下旬以降を予定しております。クーポン券は期限が過ぎると使用できなくなりますので、期限内に使用していただく必要があります。

病児・病後児保育施設は病気のとくにしか利用できない施設ですが、ファミリー・サポート・センターは子育て中の困ったをサポートする事業であります。クーポンの配付をきっかけに、ぜひファミリー・サポート・センターを利用いただき、町の子育て支援サービスを身近に感じていただきたいと思います。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 2番 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） 再質問いたします。

先ほど、子ども課の香川課長から、答弁で養老町のファミリー・サポート・センター事業についてお話がありました。町のファミリー・サポート・センター、町の子育て世帯支援クーポン券に関するお知らせでは、病児・病後児保育施設と同じように利用ができるクーポン券が配付されることです。

そこで、ファミリー・サポート・センターについて、具体的にファミリー・サポート・センターはどんなサポートが受けられるんですか、教えてください。

○議長（早崎百合子君） 香川子ども課長、自席で答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） ただいまの大橋議員の再質問にお答えいたします。

ファミリー・サポート・センター事業は、子育てを手伝ってほしい人、利用会員と、子育てをお手伝いしたい人、提供会員それぞれが会員となり、地域で支え合う相互援助活動であり、NPO法人いちごに事業委託により実施している事業であります。

利用できる世帯は、本町に住民登録がある生後1か月から小学校6年生までの子供がいる世帯で、利用会員の自宅で援助を行います。

サポートの内容は、生後5か月まではお子さんの健診の際の付添いを、生後6か月からはお子さんの一時預かり、送迎、訪問託児など、子育てのサポートを行っております。また、園や学校、留守家庭児童教室の始まる前や終わった後の預かり、兄弟姉妹の学校行事や、家族が医療機関を受診する際の預かりなどのサポートも受けられます。そのほ

かにも、買物や美容院などへの外出の際にも御利用いただくことができます。

利用に当たっては会員登録が必要となりますので、いつでも利用できるよう事前の登録をお勧めしております。御利用の際は事前に電話にて予約をしていただく必要があり、利用料は、平日は1時間当たり700円、土・日、祝日は1時間当たり900円で、早朝と夜間の時間帯は料金が異なります。

保護者のニーズに寄り添い、今後も町の子育て支援策が充実したものとなりますよう、事業者と連携してまいります。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 2番 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） 病児・病後児保育施設、病児保育園Support youに利用者が少ないこと、それは子供達が元気に過ごしていることであればとてもうれしいことです。今後、環境等の変化で体調が崩れる子供が出てくるかもしれません。そのようなとき、働いている保護者にとっては、病児保育園Support youが保護者の負担を軽減してくれることでしょう。

また、ファミリー・サポート・センターは病気以外で子育ての困った、どうしようをサポートし、保護者の急用なときに、お子様の一時預かり、また園や学校の送迎、また訪問託児等をして、養老町の子育て世帯を支援していただいていることが分かりました。困ったときに気軽に使えるファミリー・サポート・センター、保護者にとってはうれしいことです、まずは会員登録ですね。今後、登録されて支援を受けられた方の声を聞いて、さらなる方向性を求めます。

また、病児保育園Support youの施設の内覧会を要望します。

これからも、子育て中の保護者が安心して子育てと仕事の両立ができる支援の強化、引き続きよろしく願いいたしまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（早崎百合子君） 以上で、2番 大橋みち子君の一般質問を終わります。

次に、10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき2点の質問をいたします。

まず1点目ですが、総合福祉センター構想についてを質問いたします。

公共施設等の統廃合を含む適正な再配置及び財政負担の軽減平準化を目的として、公共施設やインフラ施設の実態を把握し、長期的な視点に立った公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等の総合的な計画として、養老町公共施設等総合管理計画が策定されております。

令和3年2月には、養老町行政改革推進審議会の答申を受け、令和4年度に、養老町公共施設等検討委員会を設置し利活用が協議されました。その中で、現在閉鎖されてお

ります旧町民プールの利活用が検討され、保健センター及び老人福祉センターの統合とする基本設計が470万8,000円で実施をされております。実施設計の際に想定外の施設の老朽化等が見られ、再考が必要とされたとのことであります。

昨年度の予算においては1,050万5,000円の実施設計、いわゆる詳細設計の予算が計上をされましたが、未執行になっております。

町民プールを活用した総合福祉センター構想は解消されたのか。解消されたのであれば、今後、町民プールはどのように対処を考えているか。

また、昭和63年4月に保健センターが設置され、老人福祉センターも昭和57年11月に設置されておりますが、いずれの施設も老朽化をしていて、対策が喫緊の課題となっております。

保健センターは、1,361平米の借地で、年間134万5,080円が毎年支払われております。老人福祉センターも駐車場も少なく、施設の老朽化が進んでおります。

この2施設を統合した総合福祉センター構想は、本当に養老町にとって最大の課題と考えておりますが、この構想に対しての質問をいたします。

○議長（早崎百合子君） 近藤住民福祉部長、演台にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 実務的な内容が含まれますので、私から回答させていただきます。

基本設計の中で、旧町民プールを利用し、福祉総合施設へと改修する工事費につきましては、屋内プール部分の床改修工事、特定天井の撤去費用といった施設の改修工事部分の増や、間仕切りの設置や個別空調への改修などが困難であること、物価高騰などから当初の概算額より大幅な工事費用の増額となりました。

財源については、国・県の補助金も見込めず一般財源となること、交通の便も検討し、福祉総合施設として旧町民プールの利活用は難しいことから、実施設計を未執行といたしました。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（早崎百合子君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 再質問いたします。

今、基本設計の折に莫大な金額がかかるということでしたが、想定はされていたと私は思っております、ある程度。どのくらいの想定をしていて、実際に幾ら基本設計で出て、その基本設計どおりいかないというようなことも聞いておりますので、実際のところどのくらいかかるか、それに対してとても難しいということで、この事業を実施設計をやれなかったと私は理解するものでありますが、どのくらい実際にかかるのか、それを知らないと私ども判断基準になりませんので、それをお知らせいただけたらと思っております。

また、町民プールの敷地面積は2万1,815平米、建物は4,297平米あります。養老町に

とって大きな総合体育館に次ぐ大きな施設でございますが、この大きな施設がもう5年以上休館状態で、これからこの施設が利用されないとなると、また5年以上放置のままになります。これは養老町民の大きな財産であります。これを一刻も早く対処する、例えば更地にして売却する、また更地にして何か養老町の施設を造る、そういう計画を持っていただきたいと思いますが、その考え方をお尋ねいたします。

また、保健センターについては、先ほども申しましたが、年間135万ほどの借地料を毎年払っております。今から40年以上になりますので、もう莫大な借地料を払っておりますので、センターの設置も昭和63年でございますので、老朽化も進んでおります。このまま使い続けるということになると、大きな改修工事も必要になります。

また、老人福祉センターについても、昭和57年の建物でございますが、本当に老朽化が進んでおまして、できた頃には、お風呂もあり、娯楽場もあり、いろんな利用がありました。今はそういう利用はございません。将棋をやっておる方が数人お見えになるといようなことを聞いておりますが、あの施設も今後どのようにしていくのか。

私は、統合して新しい施設にするのが養老町の福祉の町にふさわしい事業だと思っておりますので、町長の見解を求めます。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 松永議員の御質問に回答させていただきたいと思っております。

各福祉施設の統合につきましては、議員も冒頭触れられておられますように、令和3年2月の行財政改革推進審議会のほうから、町民プール廃止と屋内プール以外の施設について、他の類似施設への統合・廃止を含めた有効利用の検討の答申を受けたことが契機でございますが、まずは町民プールの跡地を第1案として、移転集約の検討が開始されたわけでございます。

そして、公共施設全体の統廃合等の検討を進めていく中で、令和4年3月に、旧町民プールの跡地を総合的な福祉施設に改修するための必要経費の積算を進めたところ、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、概算額、初めのほうに得られました数字といたしましては4億6,000万でございます。

しかしながら、その翌年、令和5年5月に完了いたしました基本設計の中で、ドーム部分の地盤が軟弱なこともあり、旧町民プールの跡地を全体の候補地とした場合、改修工事費にはかなりの金額、そのときに出てきました数字では9億6,000万と当初2倍以上の経費がかかることが明らかになりました。

これを受け、町といたしましては、厚生労働省や県に対しまして、施設の集約の必要性を丁寧に説明し、財政的な支援について特段の配慮を要望してまいりました。最終的には実現に至らず、施設資材の高騰していく中で、次のステップとなる、先ほど言われました実施設計・詳細設計につきましては、議会におきまして予算の御承認をいただいたところではございますけれども、なかなか着手に踏み切ることができなかったという

のがこれまでの経過でございます。

そのため、現段階での私の意見としましては、今後、福祉施設の集約を検討していく中で、旧町民プールの跡地を活用する案につきましては、選択肢から一旦外すべきではないかというふうに考えております。

議員おっしゃるように、複数の福祉施設とその機能を、例えば役場周辺に移転集約することができたならば、利便性や効果性も向上し、多くの方にとって利用しやすい総合福祉施設となるというふうには考えております。

しかしながら、現段階では用地確保の問題をはじめ、課題も多くございます。新たな健康づくりの拠点の構築の重要性は、私といたしましても十分認識しておりますので、これまでの経過につきましてもどうか御理解いただきながら、この福祉施設の集約化の問題につきましても、今しばらく旧町民プールの跡地の利活用以外の複数の選択肢を比較検討する時間を頂戴したいというふうに考えております。

施設は必要でございますけれども、先ほど議員提案いただきました老朽化する施設につきましても、町の公共施設の総合管理計画の中でも十分議論しておりますけれども、なかなか思うようにいかないというのが現状でございます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 再々質問をさせていただきます。

ただいま町長の回答に対して、質問をさせていただきます。

基本設計の中で4億6,000万というようなことで、それを実施設計するに当たるには9億6,000万、約10億ぐらいかかるということで、これはとてもできるような金額ではございません。それは私も理解しております。

そこで、先ほど町長の回答の中から、養老町役場周辺で用地が確保されるならば、そのような考え方もしたいというような回答がございました。私も同じ考えでございます。この庁舎の付近で用地が確保できれば、5億もかけずに私は建物も建つと思っております。あの老朽化した施設、老人福祉センター、保健センターを改修しなくても、そういう考え方が私は必要だと思っておりますので、時間がかかるかもしれないがということですが、積極的に取り組んでいただくことを望んでおります。

なぜかといいますと、今、養老町の場合、老人介護保険等で相談に来る場合、また障害者の自立支援等で相談に来る場合、まず福祉課へ相談に来て、その後、地域包括センターへ回されます。老人の方が、役場から保健センターまで相当距離がございますので、誰かが補佐していないといけないような状態がございますので、私は、この総合福祉センターというのは、役場の周辺にあって、福祉課としっかり連携を取って、社協も連携を取って、お年寄りや障害者が住みやすい、そういう福祉のまちづくりを望んでおりますので、切に要望をして終わります。

続いて2点目の質問に入ります。

不登校とひきこもりの現状と対策についてを質問いたします。

この質問は、平成29年6月の議会でも質問しております。この時点より9年が経過し、大きく情勢が変化してまいりました。

文部科学省の調査によりますと、2023年度に全国の小・中学校で30日以上欠席をした不登校の児童・生徒は11年連続で増加をし、全体の3.7%に当たる34万6,483人で、最多を更新したことが文科省の問題行動・不登校調査で分かり、22年度から4万7,434人、15.9%増で、この1年で大幅に増加をしております。

この表がその表でございます。急激に増えております。40人学級に換算すると、1クラス当たり1.5人が不登校となっております。

文科省は、通学を無理強いしない保護者が増えたことや、特別な配慮が必要な子供への学校側の支援が不十分なことが増加の背景にあると分析をしております。不登校の理由は、学校生活にやる気が出ないとの相談が最多の32.2%、不安、抑鬱の相談が23.1%、障害等への配慮や支援の相談が13.6%となっております。

県内においても、23年度、国公立小・中学校で30日以上欠席をした不登校の児童・生徒は、22年度と対比し645人増の6,755人となり、8年連続で過去最多を更新しています。県教育委員会は、学校生活にやる気が出ないことや生活リズムの不調に関する相談が多く、新型コロナウイルス禍の影響が依然として見られると分析をし、児童・生徒のケアの必要性をうかがわせる結果となっております。不登校の児童・生徒数は、小学校が17.8%、335人増の2,214人、中学校が4.5%、151人増の3,527人、高校が18.6%、159人の増で1,014人とのことです。岐阜県もこのように大きく不登校の生徒・児童が増えておるのが現状であります。

そこで、次の質問をいたします。

町内の小・中学校の不登校の現状と対策はどのようにされているのか。保護者との連携、指導機関との連携はどのようにされているのか。

また、卒業後の進路等はどのようになっているのか。全ての不登校がひきこもりになるわけではありませんが、約40%がひきこもりの原因とされております。養老町の現状と対策はどのようにされているか。前回の質問の折の答弁の中では、家族からの相談があった場合にだけ把握しているのが、現状では、過去10年間で四、五件の相談があったということでした。

過日、NHKのクローズアップ現代で放映されました秋田県の藤里町の例を述べさせていただきます。

この藤里町は、人口3,000人ぐらいの小さな町ですが、ひきこもりをゼロにした町ということで、この町では、顔の見える支援体制ということで福祉課や社会福祉協議会、民生委員、地域包括支援センターなどが連携するネットワークで家庭訪問や電話連絡を

行って個人の状況を把握し、地域での交流の場を企画し、当事者や家族が参加できるイベントを開催しています。藤里町は調査の結果、113人がひきこもっておるという調査結果でありました。社協が中心となってこの方々をいろいろ指導した結果、86人が就労し自立したという結果を放送しておりました。

また、その中で、社会福祉協議会が補助金を出して介護福祉士の資格を取らせたのが13名で、この方々が今地域の福祉施設で働いているということでした。

この藤里町の社協が着手したのは調査からです。養老町もまず調査をしなければ始まりません。このひきこもり対策に対して、養老町の行政、社協が今後調査をしていく考えはあるのかを質問いたします。以上です。

○議長（早崎百合子君） 早崎教育長、演台にて答弁。

○教育長（早崎京子君） 松永議員の質問に回答させていただきます。教育委員会に対する部分に回答させていただきます。

まず、1点目の本町の不登校の現状についてです。

不登校とは、先ほど松永議員が言われたとおり、病気やけがでの欠席を除いて、1年間に30日以上欠席した児童・生徒のことをいいますが、毎月、各学校から教育委員会宛てに長期欠席児童・生徒に関わる調査報告を受けています。昨年度の1,000人当たりの不登校数は、県とほぼ同数です。

本町の不登校の現状は、主に学業不振や進路不安、家庭環境等が主な要因であり、傾向として、目当てを持って頑張ることの弱さが特徴だと考えられます。

不登校は、一般的には友達関係が引き金になることが多いと言われますが、本町では友達関係が要因になっているケースはあまり見受けることはないのが現状です。このことは、本町が人権教育に取り組んでいる成果だと考えています。

不登校に対する対策ですが、各学校において担任及び学年主任、教育相談担当が窓口となり、本人や保護者から相談を受けたり、電話連絡や家庭訪問により支援を行ったりしています。

また、養老小学校、高田中学校、東部中学校には町費のほほえみ相談員を配置し、常時教育相談を行ったり、学習支援をしたりしています。

さらには、中学校区ごとに県からスクールカウンセラーとスクール相談員が各1名ずつ配置されているほか、児童・生徒支援の拠点校指導員が配置され、曜日を決めて教育相談や対応に当たっています。各学校において、温かい人間関係づくりや絆づくり、そして子供の居場所づくりに力を入れており、必要に応じて他機関へつないで即時対応できるように心がけています。

今後も教育委員会といたしましては、情報共有を図り、早期対応と継続的な見届けを行ってまいります。

続いて、2点目の御質問に回答させていただきます。

先ほどの回答でも申し上げましたが、本町では、毎月、各学校から教育委員会における調査報告の中の個票において、不登校傾向のある児童・生徒一人一人の出席状況や本人の状況並びに御家庭の状況、そして支援の状況を把握しています。本町では、完全なひきこもりの児童・生徒は、現時点においては一人もいないと認識しております。

続いて、不登校生徒の進路先については、ほとんどの生徒が通信制の学校に進学していることは分かっていますが、教育委員会においては、中学校卒業後の進路調査を行っていません。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） 伊藤健康福祉課長、演台にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（伊藤めぐみ君） 義務教育後の不登校生徒の追跡調査につきましては、事務的な内容でございますので、健康福祉課より回答させていただきます。

岐阜県では、令和4年度におけるひきこもりの本人及びその家族に対する相談支援について、県の相談機関や保健所、県社会福祉協議会の基幹相談支援センター、地域包括支援センターや民間ひきこもり相談・支援機関などを対象として、今後の支援施策に反映するための基礎資料を得ることを目的として、ひきこもり支援に関するニーズ調査が実施されました。

相談先を知らないというだけでなく、ひきこもりであることを家族が隠したい、現状では困ることがない、関わり自体を本人が拒否する。また、本人が支援を拒否しているひきこもりの介入に関して、親族からのアプローチがないと難しいといった回答や、ひきこもりの要因については個々によって様々であり、求められる支援についても多岐にわたるものと考えられ、当町でのひきこもりの現状につきましては、本人、家族などから相談があった場合に把握しているのが現状で、追跡調査が難しいものとなっております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 再質問をいたします。

不登校の原因の中で、いろいろ事情はありますが、境界知能の関係でなかなか登校が難しいということを文部科学省等がっております。

境界知能とは、IQが71から85未満、これは統計上、全体の14%がいると言われております。70以下は知的障害と判定されまして、療育手帳をもらいます。

それで、この71から85未満の境界知能の方々の特徴は、理解や習得に時間がかかる、読解力や数学の応用問題等が苦手である、感情のコントロールが難しい、対人関係でトラブルが起きやすい、計画的な行動が難しい、身の回りの整理整頓が苦手であるというような、そういう症状があると言われております。

養老町の不登校の中で、こういうような傾向のある方はあるかどうかを聞かせていただきたいと思っております。

そうしてから、不登校、先ほども申しましたように、40%がひきこもりになるという  
ような統計が出ております。今後の対策について、先ほども追跡調査は非常に難しいと  
いうような回答がございましたが、先ほど例を挙げました藤里町については、地域のネ  
ットワークを張って、民生委員、行政、社会福祉協議会が一体となった協議の場を開い  
て、いろんな地域の実情を探っております。

私ども池辺地区においても、民生児童委員の福祉推進員の関係で区長会の中で話があ  
って、池辺の場合、各地区、2地区から3地区に民生委員が1人ということで、民生委  
員がその地元以外の地域をなかなか把握できないというような状況で、区長がその補助  
的なことをやっていくというような形になっていくと思っております。

笠郷地区においては推進員ができておりました、活動されておるということを知って  
おりますので、社協のほうから各地域で推進員をつくってほしいというような要請があ  
った中で、池辺地区においては、区長が補佐をするというような形になって、それで民  
生委員と地域の区長会とで会議の場を持ちながら、こういう情報交換も私は非常に有効  
であると考えておりますので、そういう考え方をお尋ねして再質問を終わります。

○議長（早崎百合子君） 早崎教育長、自席で答弁。

○教育長（早崎京子君） ただいま松永議員の再質問についてお答えさせていただきます。

松永議員が言われたように、境界知能の児童・生徒の不登校も本町ではゼロではあり  
ません。いることは事実です。

そこで教育委員会では、専門家を学校にお招きして学級を見ていただく巡回訪問を行  
っています。担任の目から見て気になる子の実態を把握していただき、どのように指導  
していったらいいか具体的にアドバイスをいただいています。そして、そのことを  
担任だけでなく、その学校全職員で協議を行い、それは自分の学級で使える手法である  
かどうかを考えながら取り組んでいく研修を行っています。

また、町といたしまして、教職員以外の支援員を学校に配置し、教職員だけでなく複  
数で対応に当たれるようにしています。

さらには、その子の特性を把握した上で、その子に合った教育手法について保護者と  
一緒に考え、その中で、どのような合理的配慮や手だてが必要なのかを相互の共通理解  
を図りながら、特別支援学級だけでなく通常学級に在籍している児童・生徒にも、必要  
に応じて個別の支援計画を作成しています。

今後も、学校、そして担任が一人一人に向き合った教育を行うとともに、一層の支援  
や研修の充実を努め、教育委員会としても引き続き支援をしていきたいと考えています。  
以上でございます。

○議長（早崎百合子君） 伊藤健康福祉課長、自席で答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（伊藤めぐみ君） ただいまの松永議員の再質問について、現  
状調査につきまして、再質問に回答させていただきます。

岐阜県のひきこもり支援に関するニーズ調査にもございましたが、ひきこもりの介入に関しては、本人や親族から支援を拒否されていることが多くございます。ひきこもりに悩む本人や家族を対象に、関係機関と連携した支援を担うひきこもり地域支援センターや、医師や社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士など専門職で構成されるひきこもり支援コーディネーターによる面接相談、ひきこもりへの理解を深め、その対応や支援方法を学ぶためのひきこもり講座や、本人の主体性を尊重した社会参加をサポートする伴走型ひきこもり支援事業など、現在、岐阜県が開設しております個別相談だけでなく、ひきこもりの当事者本人が自身を肯定し、主体的に意思決定できるよう、社会参加や就労へのプログラムなども行っていることなど、情報提供を行い、支援してまいりたいと考えております。

現状では、追跡調査を実施することは困難でございますが、現在、地域福祉の一層の推進を図り、安心して暮らせる福祉の町を築くための第4次養老町地域福祉計画の策定のため、地域福祉に関する住民意識調査を実施予定としております。社会的孤立やひきこもりに対する課題についても意識調査に盛り込みさせていただき、今後の支援施策など調査・研究してまいりたいと思います。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 再々質問をいたします。

これは、厚生労働省がひきこもり支援の新指針を今年度出しました。今までは自立、自分で立つを目指しておりましたが、自分を律することを目指すというようなこと、そうしてから、3番目にも書いてありますが、従来は6か月以上としていたのが、期間は問わないというようなこと。

また、8050問題、いわゆる親が高齢化になったとき、その当事者は50歳を過ぎておるといことで、将来の無年金も想定されますので、このひきこもりに対しては本人が一番悩んでおります。そして次に、親、家族が本当に悩んでおります。

ひきこもり対策は、先ほども言いましたように、秋田県の藤里町、積極的に取り組みました。その結果、すばらしい成果が出ておりますので、一步踏み込んでぜひ活動をしていただけたらと願っております。

また、不登校に関しては、義務教育でございますので、学校がしっかりサポートしていただいております。先ほど教育長からも答弁ございましたように、学校はしっかりサポートしてくれております。

ただ、卒業したらもう学校は関知してくれません。やはり地域の中でこの人たちをどうサポートするか。これは福祉課、社会福祉協議会、民生委員の私は職責であると思っておりますので。

私も今から38年前、知的障害者の親の会をつくりました。全部のうちを回りました、

怒られました、どうやって調べてきた。当時は私、相談員、今もやっておりますが、相談員には全員名簿が配られました、40年前。私は名簿を持っておりましたので、地域で役員をつくって、地域の方々と一緒になって、また養護学校、特殊学校へ行っておられる親さんを中心にして、施設へ入っておられる御家庭へ回って、そして会を立ち上げました。

ただ、会に入っていたのは半数ぐらいでした。

今回、ひきこもりを調査しても、半数ぐらいは多分シャットアウトになるかもしれません。

しかし、そこから始めないと、この問題は解決できません。ぜひこの点をお願いし、私の質問を終わります。以上です。

○議長（早崎百合子君） 以上で、10番 松永民夫君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時40分といたします。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（早崎百合子君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、4番 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

令和7年3月定例会町長施政方針において、新年度主要施策が表明されました。個別施策の一つとして、交通アクセス・住環境の改善において、人口減少などにおける空き家の増加は社会問題となっていることから、所有者において適切に管理していただくよう啓発するとともに、各種補助制度の周知や空家・空き地バンクへの登録促進に努めていく。加えて、引き続き町独自の相談会を自治会館等で開催し、空き家所有者や相続予定者等の不安解消及び空き家の利活用につなげていくとされました。

今年の納税通知書にはチラシが入っていましたので、以前よりは町民の認知度は上がったのではと思われますし、広報6月号にも、空き家問題解決無料相談会として7月17日13時から16時まで広幡公民館にて開催されると掲載されております。

空家・空き地バンクを利用するメリットをインターネットで検索すると、通常よりも安く空き家を買える、借りられる、無料で誰でも空き家を掲載できる、資産価値にかかわらず掲載できる、空き家等改修やリフォームへの補助金、空き家購入補助金制度、家財道具等処分費用への助成金など補助金、助成金が用意されている場合がある、地域活性化につながる、店舗として利用できるものがあるなどが上げられていますが、各自治体に違いがあるようです。

養老に住んでみようととして、養老町の暮らしの特徴、仕事、支援情報などが株式会社ネクストレベルのサイトの中、縁結び大学に載せられています。

1つ目の質問として、養老町の空家・空き地バンクでのメリットはどんなものでしょうか。

移住支援としては、若者定住マイホーム取得事業補助金など以前にも質問し、答弁もいただいておりますが、それ以外で何か支援となるものはありますか。例えば、お隣関ヶ原町では、空き家の活用促進するため、空き家・空き地バンクに登録されている空き家内の家財道具等の処分に対して補助金が創設されており、本巣市でも空き家改修補助金、空き家家財道具処分等補助金が創設されております。加えて、メリットなど町民に十分周知されておりますか。

町外に移り住んだ友人から空き家で養老町にお世話になり、よかったという声をお聞きしました。

2つ目の質問です。

ここ数年の実績をお聞かせください。

3つ目の質問として、平成29年10月からは国土交通省が全国版空き家・空き地バンクの運用を始めたことにより、自治体への管理する全国空き家・空き地バンクの物件を一括して見られるため、空き家探しや自治体へのコンタクトもより簡単にできるようになったようです。養老町はこの全国版には掲載がないように思いますが、理由は何かありますか。

4つ目の質問として、町ホームページに養老町空家・空き地情報提供制度要綱が平成29年に告示されています。令和7年度4月に改正されているようですが、以前と比べてどこが改正されたのでしょうか。

5つ目の質問として、養老町では空家・空き地バンクの活用は定住目的（定住促進による地域の活性化）とありますが、住み屋のみが対象でしょうか。例えば、古民家カフェ、民泊などビジネスでの活用はできますか。売手、買手双方の合意があれば、間口を広げるお考えはありますか。

○議長（早崎百合子君） 近藤産業建設部技術参事、演台にて答弁。

○産業建設部技術参事兼建設課長（近藤晴彦君） ただいまの清水議員の御質問は実務的な内容でございますので、私から回答させていただきます。

1点目の空家・空き地バンク制度を実施する養老町でのメリットにつきましては、移住・定住の促進により地域の活性化を図ることができ、適正に管理できない空き家などが増えることを抑止することが上げられます。

町におきましては、空き家・空き地対策の一環として、固定資産税の納税通知とともにサテライト空き家相談事業のチラシを同封し、空き家等の課題を持たれた方に対し、各地域の公民館などにおいて相談会を実施していることを周知啓発しております。今後とも空き家等の課題を持たれている方に対し、問題解決の一助となる取組を推進してまいります。

また、町における空き家への補助事業としましては、空き家利活用促進事業として、空き家を住居に利用するためにリフォームする場合において、空き家利活用促進事業補助を創設し助成を行っております。この補助事業につきましては、広報やホームページなどにおいてお知らせしておりますが、今後もこうした移住や定住の促進につながる取組につきましては、周知啓発を図ってまいります。

議員の御発言の民間事業者が運営管理しているポータルサイトでは、移住・定住に関する養老町の情報も発信されています。このポータルサイトで発信された情報は、令和5年12月に当町のホームページでも情報を掲載しています。こうした情報発信につきましては、官公庁と民間事業者とを連携することで、情報の受け取り側が情報の取得方法の選択肢が広がるメリットがありますので、今後も機会があれば推進してまいりたいと考えます。

2点目の空家・空き地バンクの利用実績でございますが、平成29年度から令和7年5月末までの空き家・空き地の登録件数は、空き家が23件、空き地が13件、合計で36件となります。そのうち、空き家に関して契約までに至った件数は6件となっています。

3点目の全国版空き家・空き地バンクにつきましては、国土交通省のポータルサイト内の空き家・空き地バンク総合情報ページで運営されているものとなりますが、現状におきまして、岐阜県内では19の市町で利用されているところです。

当町におきましては、現在、全国版空き家・空き地バンクの利用はありません。この全国版空き家・空き地バンクが本格運用され、令和3年に町の空家バンク利用登録者に全国版空き家・空き地バンクへのサイト登録をどう考えるのかという聞き取りを所有者や管理者に行ったところ、全国版での情報発信はやめてほしいという御意見がほとんどの多数であったため、このサイトへの登録はしておりません。

また、国土交通省の同じポータルサイト内の自治体運営空き家情報サイトに、当町の情報として移住・定住の関係と空き家・空き地情報登録制度の情報が掲載され、当町のホームページとリンクされておりますので、情報発信については全国版空き家・空き地バンクと同様の効果があるものと考えております。

4点目の養老町空家・空き地情報提供制度要綱の改正概要でございますが、以前の要綱では個人間での売買でもできる規定となっており、個人間での売買トラブルなどが発生するリスクが高い状況であったため、要綱改正を行い、個人間での売買ができる条項をなくしたものです。

具体的には、町の空家・空き地バンクを利用する方には、町が空家・空き地バンク事業の実施に関する協定書を締結している公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会西濃支部の協力業者と不動産に関する媒介契約を締結していただきます。不動産の専門家を空き家・空き地の仲介をしていただくことで、不動産の売買等に関する様々なトラブルを抑止するという目的での要綱改正としております。

5点目の空き家などの活用を企業などに間口を広げたらどうかという御提案ですが、現状の空家・空き地バンクの大きな目的は移住・定住の促進による地域の活性化、また空き家が増加し、適正に管理できない住宅が増えることを抑止するということとなります。現状、当町としましては、移住者の方に定住していただき、管理が行き届かない空き家の増加を抑止し、定住者を増やすことで地域の活性化につなげていくことを第一に取り組んでまいりたいと考えています。

空き家の利活用につきましては大きな課題であると認識しておりますので、今後とも様々な対策や手法について議論してまいります。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） 再質問させていただきます。

養老町では、現在テレワーク施設YOROfficeにおいて、仕事をしながらプチ移住体験として田舎暮らしの体験の取組をされております。定住にもつながるようにと考えられてだと思えます。

昨年度の産業建設委員会視察で西小倉、千歳楼の施設を見学させていただきました。海外からの観光客も多い高山市では、民泊施設がさらに増えているようです。関ヶ原町でも、関ヶ原古戦場近くに町で初めての民泊施設ができました。養老町にも、押越地区に民泊施設ができました。垂井町にはコンテナホテルがあり、こちらは昨年度の総務民生委員会で見学させていただきましたが、海津市にも同様の施設があり、利用されている方も多しとお聞きします。仕事のため、観光のため、手軽にお値打ちな宿泊を利用したいという方も増えていると思えます。今後、このような施設も増えていくことも考えられます。

養老町では、昨年より地域力創造アドバイザーであり、一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会専務理事、一般社団法人全国古民家再生協会の専門員でもあられる井上幸一氏を講師とし、YOROfficeにおいて、未来創生会議として毎月有志により町の活性化に向けて意見の交換会などの会議が開かれております。この流れもあり、昨年度、議会改革特別委員会では井上氏に講義いただきました。また、商工会でも高田商店街の活性化について話合いが始まるとも聞いています。今後、古民家、空き家を利用した事業も増える可能性があるのではと思えます。

1つ目の再質問として、先ほどの答弁では、空家バンクなどの活用は定住者を増やすことで地域の活性化につなげていくことを第一に取り組むと答弁されましたが、現在、YOROfficeの取組を踏まえ、町では今後どのように移住施策、地域の活性化を進められるのでしょうか。今後の取組、ビジョンなどありましたらお聞かせください。

YOROfficeの企画では、仕事をしながら田舎暮らしでしたが、農業希望の方への農地つき空き家を促進する自治体もあります。豊かな自然環境に恵まれた地方で農を楽しめ

る暮らしをとということで、家庭菜園をしたいという方の移住を呼び込むもので、都市からの移住と移住者に対して、空き家に隣接する農地をセットで提供する農地つき空き家の取組です。国土交通省サイトには、農地つき空き家の取組事例や関連制度を分かりやすく紹介するために、農地付き空き家の手引きが載せられています。養老町には畑を持っておられる方も多いと思います。

2つ目の質問として、今後このような農地つき空き家の取組は考えておられますか。

本年度、町のホームページをリニューアルする予算が組まれています。垂井町の空き家・空き地バンクのページはかなり詳しく出ており、読んである程度理解が進むものと感じますし、力を入れていることがうかがえます。

3つ目は要望ですが、この空き家・空き地バンク、加えて移住促進につながるようなページを工夫していただきたいと思います。

○議長（早崎百合子君） 近藤産業建設部技術参事、自席で答弁。

○産業建設部技術参事兼建設課長（近藤晴彦君） ただいまの清水議員の再質問に回答させていただきます。

まず、1点目の町の取組としましては、令和元年12月に一般社団法人古民家再生協会岐阜西濃と町において、空き家等及び古民家の活用に関する連携協定を締結し、空き家や古民家などの活用推進に関し、協定に基づき、町と連携し取組を推進しています。

町におきましては、YOROfficeを拠点とした未来創生会議を通じ、有志による地域課題の共有や町の活性化に向けた意見交換が継続的に行われております。また、商工会を中心とした高田商店街の活性化に向けた議論も始まっており、町全体で地域力の底上げに取り組む機運が高まっているものと認識しております。

このYOROfficeでの取組は、養老町総合戦略の基本目標に掲げる活力あふれる基盤づくりにおける多様な産業が活発なまちとして、施策の方向性を示す重要な事業でございます。町内の未利用施設を活用したテレワーク拠点として、シェアオフィスやコワーキングスペース、さらにはグランピングカフェテリアやクリエイターズワークスペースなど、多様な働き方や交流を促進する機能を備えており、都市部とのアクセス拠点としての役割も担いながら、関係人口の創出や移住・定住のきっかけづくりに大きく寄与しているものと考えております。

今後の取組としては、空き家、古民家の活用をはじめ、観光、産業振興など多角的な視点からのアプローチにより、地域資源を最大限活用しながら地域の活性化を図ってまいります。特に空き家対策では、空き家バンクの利活用のみならず、古民家再生に精通した団体、アドバイザーと連携により、魅力あふれる住空間や事業拠点の創出も視野に入れてまいります。

また、移住施策につきましても、養老町総合戦略に掲げる基本目標「魅力あふれる地域づくり」における多くの関係人口を有する町として、観光や産業振興と連携した重要

な柱でございます。これまでも、空家・空き地バンク事業をはじめ、若者定住マイホーム取得支援、3世代同居支援、さらにはプチ移住体験の導入など、段階的で柔軟な移住促進施策に取り組んでおり、若年層や子育て世代の定住につながる成果も徐々に現れてきております。

町としましては、今後もこうした好事例を踏まえ、関係人口の拡大や創業支援、多世代、多様な人材の活躍できる環境整備を進め、地域づくりをさらに推進してまいります。引き続き、地域住民や関係団体、専門的な知見を有する人材との連携を深めながら、地域活性化及び移住・定住促進に資する取組の調査・研究に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の農地つき空き家につきましては、農地の取得に当たり、農地法に基づく許可手続が必要になること、また町の空家・空き地バンク事業において、現時点では農地つき空き家を御希望される利用者の要望がないことから、現状では実施の予定はございません。

ただし、国土交通省では農地付き空き家の手引きが公表されており、農地法の改正により農地取得に関する下限面積要件が緩和されるなど、制度面での柔軟化も進んでおります。

このため、今後利用希望者の動向や地域のニーズを注視しながら、農政部局や農業委員会との連携の上、農地法や宅地建物取引業法、空家対策特別措置法等の関連法令を遵守しつつ、実現可能性について研究してまいります。

最後、3点目のホームページの関係ですが、町の空家・空き地バンク事業の取組につきましては、移住・定住の促進により地域の活性化を図っていくという非常に重要な施策でありますので、ホームページにおいて見やすく、理解しやすい情報に努めてまいりたいと考えます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） 町外に出ていかれる若い方が多い中、養老の豊かな自然、恵みの中で暮らしたい、子育てしたいという方はおられますし、中高年以降、いずれは養老に住みたいと言われる方、養老が大好きであり、ずっと住み続けたいという声も聞いております。私もその一人です。そのような方々の養老町の未来、期待、希望に応えていただけますよう引き続き取組をお願いし、質問を終わります。

○議長（早崎百合子君） 以上で、4番 清水由美子君の一般質問を終わります。

次に、6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） ただいま御指名をいただきました養老の未来を守る岩永義仁です。

今回は4つの項目について質問を行いますので、前置きを短く、さくさく進めさせていただきますしたいと思います。

まず1点目、橋爪大橋の開通についてを御質問いたしたいと思います。

いよいよ完成が近づいてきた（仮称）橋爪大橋です。情報筋によりますと、名称はこのまま仮称が外れて橋爪大橋となるようなので、この一般質問では名称は橋爪大橋で統一して進めていきます。

早速質問に入ります。

1点目、完成は今年度中となっていました、さすがにこの時期になったら決まっているはず。開通予定日はいつになりますか。

2点目、橋爪大橋の南北の接続は堤防道路になるかと思いますが、この南北の接続交差点に信号機は設置されますか。

3点目、橋上の制限速度は何キロになるか。また、歩道の整備及び自転車の専用路は設置されるのか。

4点目、開通イベントは実施されるのか。

5点目、この橋爪大橋の完成後には、東にある多芸橋南北の県道が町道に移管されるという話があります。私が町の地方改善協議会の委員だったときに出ていた話ですが、この多芸橋南北の県道は狭く、車の擦れ違いができない箇所が多々あります。そのため、町道に移管された暁には、住民の生活道路としてよく見かける看板、御通行を御遠慮くださいという看板、一般車両に対する啓発看板ですけれども、こういった看板を掲げる等により一般車両の進入を御遠慮いただくという措置をしてほしいという内容です。この対応についての見解を求めます。

以上の5点について答弁を求めます。

○議長（早崎百合子君） 近藤産業建設部技術参事、演台にて答弁。

○産業建設部技術参事兼建設課長（近藤晴彦君） ただいまの岩永議員の御質問は実務的な内容が含まれますので、私のほうから回答させていただきます。

まず、1点目と3点目の一部の御質問につきましては、（仮称）橋爪大橋建設の事業主体である岐阜県大垣土木事務所に伺い回答を得ましたので、まとめて回答させていただきます。

1点目につきましては、（仮称）橋爪大橋の開通は今年度中を目指していますが、日付は現時点で未定であるとのことでした。

3点目の歩道の整備と自転車道の関係につきましては、橋梁の牧田川上流側に幅2メートルの片側歩道が整備されているが、自転車道はないとのことでした。

次に、2点目と3点目の一部の御質問につきましては、養老警察署を通じて岐阜県公安委員会に伺い回答を得ましたので、まとめてお答えいたします。

2点目ですが、この橋の接続する南北の接続道路交差点部への信号機の設置につきましては、現時点において道路として供用されておらず、回答はできないとのことでした。

3点目の制限速度についても同様に、現時点において道路として供用されておらず、

回答はできないとのことでした。

4点目につきましては、養老町、大垣市、垂井町で構成する橋爪大橋（仮称）架橋建設促進期成同盟会の総会を踏まえ、開通式などのイベントの開催について、橋爪大橋（仮称）架橋建設促進期成同盟会と岐阜県大垣土木事務所と連携しながら検討していく予定でございます。

5点目の多芸橋南北道路につきましては、現在、県道養老・垂井線として岐阜県大垣土木事務所で管理されておりますが、（仮称）橋爪大橋の開通に伴い、町道としての管理に移行していくこととなります。現状におきまして、県道からの移管により町として何らかの措置を講じる予定はございません。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） この段階における答弁としては、不明な点が多いなあという印象を受けております。

1点目の開通日と4点目の開通イベントについては、日程と中身が分かり次第、それぞれ速やかに報告されることを要求しておきます。県主導の事業とはいえ、町内での橋の新設です。さすがに今年度の事業についてこの時点で分からないというのでは、県と町の関係ちょっと大丈夫かなと心配になってしまいます。

その他の質問に関しても、今年度中に完成して供用、通行可能になる橋の話にしては不明なことが多過ぎる答弁と受け止めております。ですので、聞き方を変えます。

2点目の信号機についてや3点目の制限速度については、設計上の想定があるはずで、図面等については公表されているのではないのでしょうか。設計上、図面での想定でいいので、お答えいただきたいと思います。予算や決算の委員会だったか、全員協議会だったかで説明されたときの内容として、信号機は設置予定である、橋上の制限速度は50キロであるという説明があったように記憶しておりますが、これは私の記憶違いでしょうか。間違っていれば、御指摘いただきたいと思います。

また、自転車の専用路がないということで、自転車は原則車道を走ることになります。来年の令和8年4月から、自転車に関する交通ルールが厳格化される予定と聞いております。今後は、より一層の安全対策が自転車、自動車双方に必要となると考えております。新設の道路ということですので、完成前にこの点については県と再確認していただき、必要な措置があれば実施していただくよう申し述べますが、この点についての見解を求めたいと思います。

また、5点目の多芸橋南北の県道についてですが、今は県道なので町が検討していないという話は理解ができます。私が話しているのは、町道に移管された後の安全対策としての話です。先ほど述べたように、町の協議会においても提案のあった内容です。地域住民や通学する児童・生徒の安全を担保する方法の話ですし、特段実施が困難という

ような話でもありません。ぜひとも今から検討を始めていただきたいと再度提案いたしますが、見解はいかがでしょうか。

以上について再答弁を求めます。

○議長（早崎百合子君） 近藤産業建設部技術参事、自席で答弁。

○産業建設部技術参事兼建設課長（近藤晴彦君） ただいまの岩永議員の再質問について回答させていただきます。

橋の交差点の信号機設置及び橋の設計速度、車両や自転車などの安全措置の関係につきましては、（仮称）橋爪大橋建設の事業主体である岐阜県大垣土木事務所に伺い回答を得ましたので、まとめてお答えいたします。

交差点については信号機が設置できる構造としている。

橋の設計速度は時速50キロメートルである。

自転車道に関しましては、道路構造令及び岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例の自転車道の設置要件に満たしていないため、自転車道は設置しませんが、開通後の自転車交通量等実際の利用状況を踏まえ、対策の必要性の有無を検討していくとのことでした。

最後、看板の設置の関係でございますが、現在の県道養老・垂井線を利用し、垂井町から海津市南濃町方面、または海津市南濃町から垂井町方面へ抜けるルートを通る通行車両について、（仮称）橋爪大橋を利用するルートへ誘導できるよう、県道に設置してある案内標識の修正を岐阜県大垣土木事務所へ要望してまいります。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 最後となります。

再々質問というか、お話をさせていただきたいと思います。

今、大体最初の質問の答弁、これできちんと出そろったかなという感じになりました。

橋爪大橋の構想は実に古く、私の知っている限りだと養老町選出の前岐阜県議会議員、故ですけれども、亡くなっておりますが、古川利雄さんが現職だった頃と記憶しています。ですので、実に20年から30年以上前の話になるかなと思っております。このように、国管理の河川に橋が架かるには膨大な時間と関係者のエネルギーが必要となります。

この橋の開通で、北は垂井町方面、西は関ヶ原町方面とのアクセスが向上します。実はこのルート、今回は詳細については省きますが、関ヶ原合戦に大きく関わる歴史街道とも言えるルートになっております。橋爪大橋は、経済的にも観光的にも養老町の発展に大きく寄与する可能性があるものです。

開通という記念すべき出来事を有意義なものとするよう今後に期待し、この質問を終わりたいと思っていたんですけれども、ちょっと私、直前に県の資料を入手できました。これによりますと、この内容について少しお話しさせていただきたいと思います。

先ほどの一番最後の質問の多芸橋南北の県道についてですけれども、この橋爪大橋を造る意義として一番最初にその県の資料に載っているのが、やはり近隣の牧田川を渡河する上での橋、その前後の道路には狭隘で車の擦れ違い困難な箇所がある、その改善につながるというものが明記されておりましたので、まさに今この話のことだったなあというふうに、新しい橋爪大橋ができる意義、一つ、今の多芸橋の県道の交通状況の改善、これに寄与できるという話が載っておりましたのと、この橋爪大橋の工期が令和7年3月20日まで、これ春分の日ですね、たしか、になっておりました。ここから推測すると、この春分の日を含め3月22日日曜日、もしくは翌週28日土曜日。なぜかといえますと、これ暦上の大安となっておりますので、この今申し上げた日にちが恐らく開通イベントの日になるんじゃないかと予測できますので、ここで話ししておきますので、執行部の皆さん、これに向けて準備を整えられるよう申し添えておきたいと思います。

これでこの質問については終わらせてもらって、次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問です。

テレワーク施設YOROfficeについての質問を行いたいと思います。

2022年、令和4年に完成したテレワーク施設YOROfficeですが、2年前に一般質問をした時点での利用率は低く、当時1月での利用者が100人を超えたのは一度だけという状況でした。それでも、2年前の答弁では執行部の強い思いが語られていたのを覚えています。この質問をしたのは、ちょうどコロナ禍が終息した、コロナウイルスが第2類から5類に移行したのを受けてのタイミングで2年前に質問したものの話です。先ほどの今の話は。

昨年度の利用実績について調査を行いました。調査内容は、施設の利用料金を支払ってYOROfficeを利用した月別の人数についてです。昨年度は、YOROfficeにて一般向けに複数回のイベントが開催されていたため、純粋にテレワーク施設としての利用者数についての調査を行いました。

会議録に残すために読み上げさせていただきます。

比較ですね、2年前との。令和4年4月は112人で、令和6年4月が27人、令和4年5月の57人に対し令和6年5月は88人、令和4年6月90人に対し令和6年6月は65人、令和4年7月は37人に対し、令和6年7月64人、令和4年8月22人に対し令和6年8月108人、令和4年9月57人に対し令和6年9月が83人、令和4年10月が82人に対し、令和6年10月が76人、令和4年11月148人に対し令和6年11月77人、令和4年12月37人に対し令和6年12月66人、令和5年1月が27人に対し、令和7年1月が83人、令和5年2月が36人で、令和7年2月が72人、令和5年3月51人に対し令和7年3月95人。これが調査結果のデータとなります。

年度の合計は令和4年度が756人に対し、令和6年度が904人となっています。年間の利用者数は、2年前に比べると僅かに増えてはいますが、本当に微増です。また、2年

前と同じで、1月の利用者が100人を超えたのは一度だけとなっております。このように、依然として施設の利用が低調なことが判明しました。

質問です。

施設がオープンして以来、平均すると1日当たりの利用者数が数人という状況が続いています。あえて厳しく表現します。この惨状について執行部の見解を求めます。

2点目、YOROfficeは指定管理者制度により運営を行っているため、町からの年間の支出は固定されていますが、設備の故障や老朽化による施設の更新費用等は町の支出となります。今年度、町民会館の空調設備が故障のため修理を行うことになっていますが、これも莫大な費用が計上されています。同じように閉鎖した町民プールもそうですが、大型の建物なだけにこれらの更新時には大幅な費用発生が懸念されます。今後の見通しについて見解を求めます。

3点目、施設のオープンからこれまでに、YOROfficeに関して指定管理料以外の費用の発生はあったか。あれば内容を報告してください。

以上、3点について答弁を求めます。

○議長（早崎百合子君） 竹中産業建設部長、演台にて答弁。

○産業建設部長（竹中 修君） ただいま、岩永議員の御質問でございますが、実務的な内容でございますので、私のほうから御回答申し上げます。

先ほど議員の御質問の中にもございましたとおり、テレワーク施設YOROfficeでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態を契機として、令和4年3月に養老町に開設された施設でございます。

感染症対策の観点から都市部における働き方が大きく変化し、リモートワークやテレワークといった新たな労働形態が急速に広まりました。こうした社会環境の変化を受け、政府は地方創生テレワーク交付金を創設し、地方自治体によるサテライトオフィス整備を支援することで、東京圏への一極集中の是正と地方への人の流れの創出を後押しいたしました。

本町では、この交付金を活用し、当時活用されていなかった養老町地域福祉センターをリノベーションする形で、テレワークを含む新しい滞在コンテンツを備えたサテライトオフィスとして整備を進め、YOROfficeを立ち上げました。町としても、単に施設を整備することにとどまらず、地域住民や企業、来訪者が交わる場として機能を兼ね備えた、開かれた空間として運営していくことを目指してきたものでございます。

その後、感染症の終息とともに、社会の働き方はかつての通勤型に戻る面もありつつ、テレワークやリモートワークといった柔軟な働き方も一定の割合で定着しつつあります。総務省が令和6年に実施した通信利用動向調査によれば、全国の企業のうち約47.3%が何らかの形でリモートワークを導入しており、場所に縛られない働き方へのニーズが継続して存在することを示しております。

このような社会動向を踏まえ、YOROfficeもテレワーク施設という枠組みを超えて、多目的に活用できる公共空間としての展開を進めております。具体的には、令和6年度には町内外の事業者26社とのマッチングイベントを開催し、地域産業の販路拡大や連携機会の創出に貢献いたしました。また、町内企業による社員研修や健康講座、子育て世代を対象とした親子交流会の開催、さらにワークショップやテーマ別マルシェといった体験型イベントも実施し、様々な主体が関わる利用形態が広がっております。

これらの取組に加え、近隣市町のテレワーク施設との連携や宿泊施設、観光施設との情報共有、協働も進めてまいりました。例えば、町内の空き家を活用した宿泊施設との連携では、宿泊者向けにYOROfficeで開催されるイベント情報を案内することで、施設の利用促進と地域資源の有効活用を図っております。さらに、地域を訪れる方がそのままワークスペースとして利用できるよう、施設案内の利用性向上や予約、利用システムの整備も進めています。

こうした多角的な活用は、町における関係人口や交流人口の拡大にも大きな影響を与えています。都市部から訪れる利用者がYOROfficeを通じて地域の産業や文化、人と関わることにより、単なる観光客ではなく、地域に愛着を持った関係性を築く人としての関係人口に発展する可能性があります。また、体験型イベントや地域との接点づくりを通じて、何度も訪れたいくなる仕掛けを整えていくことで、リピーターや二地域居住者、さらには移住者の獲得にもつながると考えております。

実際、近年のライフスタイルの多様化に伴い、地域で働きたい、自然環境の中で生活したいといったニーズが高まっており、YOROfficeはその受皿となることができるポテンシャルを有しております。町内外の方が自由に集い、学び、仕事をし、生活を感じている場として、本施設は都市と地方を結ぶ社会的インフラとしての価値を高めております。

今後は、施設の認知度向上と利便性強化に向けた施策として、SNSなどを活用した情報発信の強化を図るとともに、民間宿泊事業者などとの連携によってYOROfficeの活用と地域への滞在促進を一体的に進めてまいります。観光振興と地域活性化、さらには移住・定住政策とも連動させながら、多様な主体が関わる持続可能な地域づくりの中核的存在として位置づけていきたいと考えております。YOROfficeは単なる施設にとどまらず、地域と人をつなぐ拠点であり、接点でもあります。これからも利用促進とともに、関係人口や交流人口の拡大、地域内外の人材、知識、資源の循環を担う場として柔軟かつ先進的な活用を目指し、進化を重ねてまいりたいと思います。

2点目の御質問でございますが、設備の更新時期、大幅な費用発生が懸念されるということでございますが、今後の見通しについてでございます。

YOROfficeは令和4年3月に開設、3年と2か月が経過したところでございます。テレワーク施設として、企業などが開催する事業、イベントの参加者など心地よくかつ業

務や事業を進めやすいストレスフリーな環境が備わっております。

議員御指摘の更新につきましては、主にW i - F i 環境を維持するための機器、ライセンス更新、附属機器や空調機器の修繕など維持管理費が想定されます。また、施設を円滑に運営していく上で、修繕などは当然必要になると考えております。今後も養老町公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、施設の運営に取り組んでまいります。

最後、3点目の指定管理料以外の費用発生はあったかという御質問でございますが、令和4年度から6年度までに建物災害共済基金分担金として6万8,431円がそれぞれ、また令和6年度にはネットワーク保守維持管理業務委託料として105万6,000円、またちょっと戻りますが、令和4年度に案内用の看板の作成、設置費用として67万7,600円を支出させていただいております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 再質問です。

今、説明いただいたいろいろやった結果が2年前からここまでに成果として現れていないというので、今回質問をしているわけですね。言い方は丁寧かつちょっと表現は変わっておりますが、2年前の説明と内容についてはあまり変わっていないんじゃないかなという印象を受けています。

私、今回A I を使ってみました。内容は、養老町のYOROfficeの運営がうまくいかないのはなぜか。もう一点、養老町のYOROfficeの利用率が上がらないのはなぜか。この2つを複数のA I にかけて、何度もかけると少し深まっていくんですね、A I というのは。結果を、回答を求めてみました。すると、どのA I からも明快に回答が示されました。

主なものをお示しすると、認知度及び広報不足。そのとおりですね。町民ですらよく分かっていないですもんね、この施設、どうなっているのか。さらにターゲット層とのミスマッチ、交通アクセスの不便さ、運営体制の貧弱さと続いていきます。車がないと行けない不便さや、勤務している職員数の少なさ、近隣の他施設との競合による需要の低下等が指摘されています。さすがA I です。全て該当していると思いますし、この場にいる全員がこの施設に対して認知している内容と合致しているのではないのでしょうか。

この施設には、K P I（重要業績評価指数）というものが設定されています。このことは令和6年、昨年ですね、昨年の12月に行った運営事業者募集時の質疑回答の中で示されています。内容は令和7年度、今年度ですけれども、施設利用者2万5,500人となっております。これまでの実績と比較すると、年間で20倍以上の利用者数が目標値になっているのです。つまり、施設の運営上は2万5,500人以上の利用者がいて、適正な運営状況と判断できるということです。YOROfficeはオープンからこれまでの間、想定利用者数の約4%前後しか達成できていないということになります。これ、一般の企業な

ら破綻して倒産しているか、即時撤退を決める数値だと思えます。

質問です。

養老町は、5年の契約で指定管理の委託契約を結んでいると認識していますが、運営に関して現状に対する打開策があるのでしょうか。先ほど説明していただいたものでは、とてもこのK P Iを達成できるとは思えないですし、データでいいますと、各種イベントを実施した結果、先ほど示した数字、904人というのはあくまでテレワーク施設として利用した数字ですけれども、イベント等を含めてこのテレワーク施設を利用した昨年度1年間は1,298人、とてもとてもこのK P Iを基準にした数字には及ばないものとなっております。

これまでのうまくいってない取組については何度も説明していただいていますので、それ以外に何か打開策というものがあれば、具体例を挙げて説明してください。

2点目の再質問ですけれども、令和4年のオープン時からこれまでの間、利用状況の改善が見られませんでした。所管する課として、運営事業者に対しての指導は行われてきたのでしょうか。あれば、実績数と内容について説明してください。

次に3点目として、このままの運営状況が続くようであれば、当たり前の話ですが、町としても施設閉鎖の決断を迫られることになるでしょう。苦渋の決断となる可能性もありますが、この可否判断をする時期はいつ頃になりますか。これは政治的判断となるので、町長に答弁を求めたいと思います。

以上、3点について再答弁を求めます。

○議長（早崎百合子君） 竹中産業建設部長、自席で答弁。

○産業建設部長（竹中 修君） ただいまの岩永議員の御質問でございますが、私のほうから御回答をさせていただきます。

K P Iの達成状況ということで、利用実績を伸ばすための方策、打開策ということでございますが、こちらにつきましては、K P Iの達成状況と目標値との乖離についてでございますが、議員御指摘の年間利用者数の目標に対する実績値につきましては、遠く及んでいないということは承知しております。ただ、施設を利用する企業数の目標、こちらについては達成率が40%、また県外企業の利用者数、こちらも目標値に上がっておりますが、こちらは3社に対し3社の実績がございます。また、こちらの企業については法人登記をされておる状況でございます。

これらを踏まえまして、YOROofficeの役割として、単なるテレワーク拠点としてだけでなく、地域経済への循環、関係人口の創出、デジタル化への対応力向上など複合的な機能を持ち合わせた施設として、養老町にとって不可欠な拠点であると認識しております。

関係人口、交流人口の創出においては、令和5年、6年度にかけて開催した地域連携型イベントが延べ18件、累計参加者約630名に上り、その35%、約220名でございますが、

町外からの来訪者であることが確認されております。また、町内外企業の26社が参加したマッチングイベントにおいて、3件の商談成立が報告されており、地元事業者の販路開拓、取引拡大に寄与しております。

このように、利用人数だけに見えるK P Iではなく、関係人口の創出、それから企業への大きなメリットというところは達成しておるといふようなところは感じております。

次に、財政負担と費用対効果についてでございますが、年間指定管理料として約900万円を計上しておりますが、1人当たりの町負担額、指定管理料ベースでございますが、利用者人数で割りますと約7,000円弱ということでございます。また、同等の民間レンタルオフィスの月額平均利用料は約2万5,000円から3万5,000円相当であり、公共施設としての運営において一定の妥当性が読めている状況でございます。

YOROfficeの延べ床面積は約1,300平米であり、シェアオフィス、ソロワークスペース、レンタルオフィスなどのワークスペースだけでなく、キッズスペース、創造的活動の支援エリアなど多機能空間を備えており、このことから、交流、体験、研修といった質的価値の高い用途を支える柔軟性を有しており、長期的な活用の可能性を持つ施設であると評価しております。

また、施設配置の最適化に向けた方針の観点からでございますが、町が掲げる養老町公共施設等総合管理計画に示す公共施設の延べ床面積20%削減の方針に対して、YOROfficeは複数用途への転換可能性を備えており、削減目標と機能維持の両立に資する余地がある施設であるというふうを考えております。例えば他の用途、観光案内や交流スペース、福祉相談などとの複合化によってさらなる機能拡張、管理費効率の向上が可能でございます。

このように、YOROfficeは交流人口創出、事業支援、ワーケーション環境、地域の情報発信拠点として多面的な価値を持つ施設であり、代替が難しい役割を担っております。こうした評価を踏まえ、町といたしましては、今後YOROfficeの機能を、交流、滞在、関係人口育成の拠点として再定義し、観光、移住、地域資源活用施策と横断的に連携しながら、宿泊者の受入れ環境の整備、再訪促進、地域周遊の強化につながる具体的施策の調査・研究を進めてまいります。また、来訪目的、居住地、滞在時間、消費傾向などの把握に向けて、アンケートや施策連携による利用者属性のデータ取得と評価体制の確立も併せて行い、客観的かつ戦略的な施設運営に取り組んでまいります。

次に2点目、指定管理者との利用者を伸ばすための協議、指導しているのかという御質問でございますが、利用促進施策として主に3つの層へのアプローチということで考えております。

こちらにつきましては、事業者とも協議をしておる内容でございますが、さきにも御説明をいたしました、現在リモートワークの一定ニーズがあると考えており、1点目といたしましては都市部からのリモートワーカー、フリーランスへのワーキングスぺ

ースとしての提供、2点目が町内外企業の研修、各種会議場所の提供、最後3つ目でございますが、子育て世代、高齢者のための健康講座、地域住民との交流活動拠点などがございます。

何より、他の公共施設にない非日常的な空間を利用することでその魅力、ひいてはリピート率の向上を図るとともに、これらの層に合わせたイベント、キャンペーンの展開、施設の多目的性を広く認知してもらうことが必要であると考えております。

これまでも事業計画については、指定管理事業者と協議を重ねてまいりました。指導という形は取っておりませんが、年間を通じて定期的な打合せやメールなどによる協議や調整を行い、運営方針の確認を進めております。

今後、PDCAサイクルによる実施した取組を検証、その課題の洗い出しとともに改善計画を作成と、常に進化しながら利用者の増加につながる取組を講じてまいります。

YOROfficeの閉鎖が適当であるということでございますが、こちらの時期等についてでございますが、先ほどから回答をさせていただいておりますように、施設単独での採算性だけでなく、町の新しい人的ネットワークと働き方支援の社会的投資としての必要性を重視し、慎重に施設の在り方の判断を進めるべきということで考えております。

今後は、施設の複合化による財政負担軽減、企業利用拡大のための戦略的誘致策、観光、地域資源活用との統合可能性の検討を実施するとともに、施設の活用状況を再評価し、判断を行うことが適切であると考えております。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君、演台にて答弁。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の御質問に対して回答させていただきたいと思っております。

議員、YOROfficeを早めに閉鎖したらどうかというようなことで、御提案でございますけれども、令和4年度から関係市町からも多数視察に来ていただいておりますし、令和5年度は岐阜県議会、人口減少社会における地域づくり対策特別委員会ということで、県議会議員の先生方もYOROfficeを視察していただいております。そういった観点から、確かに費用対効果というのはこれ非常に大事なものでございますけれども、議会におきまして、現時点で指定管理制度の承認を5年という形でいただいております。そういったことから、コストバランス、そういった運営コストとかバランスも見ながら、施設としての在り方も今後議論していきたいというふうに考えておりますし、我々もいろんなところに行ったときには、YOROfficeのカタログを持ちまして利用向上のPR、またどうしても山手にあった旧の地域福祉センターで、閉鎖されておった施設を今のテレワーク施設としてよみがえったわけでございますので、そういった利用向上のための施策も打っていききたいと考えております。

確かに5年と言われましたけれども、やはり行政がやることには、今までつくりっ放しだった計画が多々ありますけれども、評価、検証しながら、こういったKPI（重点業績指標）といったような目標値がありますので、それに向かって担当課一丸となって

取り組んでまいりたいと思いますので、今しばらくお待ちをいただきたい。取りあえず5年はグローバルに指定管理しましたので、検討しながら目標値に近づけるように努力したいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 結局2年前と何も変わってないんですよ。やりたい気持ちだけがあって、結果がついてこないにもかかわらず、これといったてこ入れができていない。駄目ですね。

私はこれまでこの場において、時には厳しい一般質問も行ってきました。それは、近年の町政における政策が失敗続きであると判断しているからです。コロナ禍の謎の花火、また次回一般質問を行う予定の養老Pay、そしてこのテレワーク施設。それ以外にも、人口減少を緩和に関する諸施策もそうです。打つ手打つ手が当たっていないんです。その結果が数字にも現れました。

全国の自治体のデータをまとめている都道府県市区町村というインターネットサイトがあります。内容については皆さん御存じのものと思いますが、ちゃんとこのサイトの管理人から許可を取ったので、この場で申し述べたいと思います。

このサイトには全国の町人口減少ランキングというものがあります。2020年10月の国勢調査人口から昨年2024年10月の推計人口まで、4年間に減少した人口数をランキング形式で取りまとめたものです。全国ランキング1位は福島県の富岡町、そして何と2位が養老町です。ちなみに、以下に3位が石川県の能登町、4位が同じく石川県志賀町、5位が福島県浪江町と続いています。もう分かりますね、2位の養老町以外は歴史的な大災害の影響を強く受けた町です。つまり、災害的な要因を除くと、実質的に人口減少数の日本一で、ワースト1位はこの養老町だということがサイトのデータから読み取ることができます。これがこの数年間の養老町の現実です。

こういう中で、今後も失策を続けていては養老町の未来は暗いものになってしまいます。その上で、このテレワーク施設に関しては失策であったと断定しておきます。新しいことにチャレンジするのはいい。これだけたくさんいる町執行部も一流企業の有名経営陣ではないのですから、読み違いもするでしょう。思惑どおりにはうまくいかないこともあるでしょう。私はやってみることに反対はしません。しかし、失敗したときに撤退の判断ができないのでは困ります。今回は、このことだけは強く指摘しておきたいと思います。このままではまちづくりではなく、まち潰しになってしまいます。

ここで、5世紀中国、宋の将軍であった檀道濟の有名な三十六計から走为上というものを提示しておきたいと思います。こちらは三十六計の逃げるに如かずというやつですね。とても有名な言葉ですね。これ、現実逃避しましょうということではなくて、適切な判断を適切なうちにする、こういう意味の言葉だと私は認識しております。

このまま日和見をしていたのでは、養老町は沈没してしまいます。改めて、この今の町の現状把握と未来の展望を描くことが必要だと考えております。町のかじ取りをする最高責任者として、間延びするような悠長なことは言わないでいただきたいと思って、本当はここで町長の再答弁を求めたかったですけれども、ほかに2つ一般質問が残っておりますので、そちらは割愛して次の質問に入りたいと思います。

ちょっと早口でいきます。

次は、給食費無償化についてです。

これまでこの場にて、私を含め多くの議員、既に引退された議員も含め、本当に多くの議員がこの給食費の無償化について一般質問をしてきました。しかし、給食費の無償化を求めた議員の要望は、これまで全て町に拒否されて現在に至ります。こうした状況でしたが、今年2月に自民、公明、維新の各党の合意により、給食費の無償化を小学校で開始し、中学校においてもできるだけ早い時期から実施するという報道がありました。質問です。

報道によると令和8年度、もう来年の4月からですが、当町での準備を含め、給食費無償化実施についての見解を求めます。

2点目、無償化のための国からの補助は、全国の自治体でそれぞれ個別計算ではなく、一定額になると想定されます。物価高騰の世相です。この場合には、食材等の調達において補助金の不足が生じる可能性があります。そういう状況になった場合の差額の負担は町が行うのか、それとも保護者の負担となるのか見解を求めたいと思います。

3点目、現時点で無償化を実施した場合に、町の負担額はいかほどになるか。これは小学校、中学校についてお知らせいただきたいと思います。

以上、3点について答弁を求めます。残り時間を勘案して答弁もお願いします。

○議長（早崎百合子君） 中島教育委員会事務局長、演台にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） ただいまの岩永議員の御質問に対しまして、実務的な内容が含まれますので、私のほうから御回答をさせていただきます。

まず、1点目の御質問についての回答でございます。

国においては、令和5年6月閣議決定された少子化対策のためのこども未来戦略方針におきまして、保護者負担である学校給食費の無償化の実現に向けて取り組むことが示されています。

本町では、今年度学校給食費の公費負担を2割から3割に拡充するとともに、昨今の物価高騰を鑑み、学校給食費を値上げすることなく、1人当たり月額1,300円を補助し、保護者の経済的負担軽減を図っています。

給食無償化の背景には、子育て支援、経済的負担の軽減をはじめ、定住、転入の促進といった効果が期待できるかと思っています。

一方で、児童・生徒間の公平性の確保、格差是正策としての妥当性、財源確保と国、

地方の役割分担、政策効果の検証など、給食無償化を持続可能かつ公平な制度として実現するための課題の解決も求められています。全国で一律に無償化が実現された場合の恒久的な財源についても、現在のところ明確にされていないため、国の予算配分次第では最低限を満たすだけの安価で画一的な給食となり、食材の質や量の低下を招くのではないかと懸念されます。給食の質を維持しつつ、無償化を進めるための国の支援と制度設計や、全ての子供とその家庭を支えることができる安定した仕組みづくりが重要であると考えます。

今後は、無償化に向けた様々な課題解決について調査・研究していくとともに、国の動向に注視し、しかるべき対応を進めてまいりたいと存じます。

2点目についての御回答です。

財源につきましては、いまだ国から詳細が示されていないため、具体的なことは言及できませんが、国、県の補助に伴い不足分が発生した際は、保護者の負担を強いることなく、町が負担する方向で検討してまいりたいと考えております。

3点目の御回答です。

現時点におきまして、給食費に加え、物価高騰に伴う補助分も合わせて無償化を実施した場合、町の年間の負担額は小学校分6,124万8,000円、中学校分4,544万7,600円、小・中学校合わせて1億669万5,600円になります。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 再質問です。

町の準備状況、そして給食無償化のための国からの補助が不足した場合には町が負担するという話、一定以上の評価と申し上げておきたいと思えます。引き続き、国の動向と町内の状況を注意深く調査いただきたいと思います。

さて、これもA Iを利用して調べてみました。回答によると、既に全国の約3割の自治体において、小・中学校の給食無償化が実施されているそうです。先ほどの3点目の答弁から、当町でも1億円でしたね、約ね。中学校が四千四百数十万円と、当町でも予算的には十分対応可能と判断しました。

養老町においては、家庭の負担軽減と兄弟での格差をなくすため、小学校、中学校同時での給食費無償化を提案しておきたいと思えます。見解はいかがでしょうか。

もう一点、一応これは町長に確認したいんですけれども、先ほどの答弁で、追加の負担が必要になった場合、保護者ではなく、町が負担するという答弁がありました。予算編成における最高権限者である町長においても、同様の認識ということよろしいでしょうか。

2点についてお尋ねします。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。演台にて答弁。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の御質問に回答させていただきます。

当然、現在も小・中学校は同じような内容で助成させてもらっておりますので、小学校だけでなし、中学校も同時というような考え方でございます。

国のことは言うておりますけれども、例えば県もございますので、国、県の補助が全額来ずに一定の金額というようなことで、残りの分につきましても保護者に負担いただくことなく、これは私がなったときからこれを言うておりますので、議員に言われるまでもなく、私の政策の方針でございます。御理解をお願いしたいと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 町長からも力強い言葉がありましたね。そういうことであれば、一日も早く、一年も早く実施していただきたいと思うので、まだ現実として実現していないので、この質問をしております。今後、教育部局、教育長も含めて取組について期待とエールを送りつつ、この質問を終わりたいと思います。

最後の4つ目の質問に移りたいと思います。

子どもの権利条例の制定を提案する質問を行いたいと思います。

さて、そもそも子どもの権利条例の基となるものとしては、平成元年に国連で採択され、日本では平成6年に批准された子どもの権利条約というものがあります。その後、全国の自治体でこの理念を基にした条例が制定されてきました。岐阜県内ですと、直近では本巣市が今年4月から同様の条例を施行して話題になっていきますので、この場で条例の趣旨や内容についての細かい説明は省略します。

最大公約数的に表現すると、この条例が目指す最たるものは、子供の目線による子供たちのための条例ということです。この条例を定めるに当たってのマイナス要素はありません。強いて言うならば、学校の先生方をはじめとする事務方の大人の仕事が増えるということでしょうか。

養老の未来を担う子供たちのためにも、ほかの自治体の丸写しではない養老モデルの子どもの権利条例制定を行うことを提案します。いかがでしょうか。

○議長（早崎百合子君） 早崎教育長、演台にて答弁。

○教育長（早崎京子君） 岩永議員の質問に回答させていただきます。

国において、国連子ども権利条約が我が国で批准され、30年の節目を迎えるとともに、2023年4月にはこども基本法が施行されたことを背景に、現在全国的に子ども権利条例を制定している自治体が徐々に広がりを見せてきています。

教育委員会としましては、現時点では条例の制定は考えていませんが、今後の全国的な動向と子供の権利保障の重要性について、一層の理解を深められていく必要があると考えています。

現在、本町では児童数の減少を踏まえ、学校の在り方検討委員会において協議を進め

ているところでありますが、将来望む学校像は子どもの権利条約に基づいて検討していく必要があると考えています。子供たちは教育を受ける権利主体者であり、子供の意見を尊重しながら様々な取組を進めていく必要があることから、それを契機に条例制定していくことを視野に入れて検討していく必要があると考えています。まずは、教職員が子供の意見を受け止め、子供にとってよいことは何かを共に考え、子供たちが自分らしく幸せな生活が送れるよう手助けしていきたいと考えています。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） つい先日ですが、今年から条例を施行した本巢市で、数年間にわたって条例制定に取り組んだ川治秀輝教育長にじっくり話を聞くことができました。川治教育長によると、現在の子供たちには当事者意識と主体性の欠如が顕著であり、この課題解決に向けた取組として非常に大きな効果があったと評価していました。こういった子供たちの現状は全国的な傾向であり、そのことは教育関係者においては共通の見解であろうかと存じます。

養老町の未来を担う子供たちの健やかな成長と養老の未来をつくっていく子供たちに新しい視点をもたらすであろうこの条例制定に向けて、私たち大人ができることはその場と機会を提供することです。大人から与えられたものではなく、子供たちが自ら考え、話し合い、つくり上げるこの条例は子供たちの将来に大きな影響をもたらすはずで

きてきて、先ほどの教育長の答弁ではかなり前向きな回答だったと受け止めました。ピンチはチャンス、急激な少子化で学校の統廃合を話し合っている今だからこそ新しい取組もできます。未来を担う子供たちのためにも、ぜひとも実現していただくよう申し述べ、今回の私の一般質問を終わりたいと思います。

間に合いました。

○議長（早崎百合子君） 以上で、6番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時10分といたします。

（午前11時55分 休憩）

（午後1時10分 再開）

○議長（早崎百合子君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、1番 佐野伸也君。

○1番（佐野伸也君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、改良住宅及び町有住宅について質問いたします。

同和対策事業の一環として、住環境の改善を図ることを目的に建築された改良住宅ですが、老朽化や耐震の問題、また人口減少と少子高齢化が進み、町の財政が厳しい状況に置かれている中で転換期を迎えております。

そうした中、地域住民の自立意識の向上や地域の活力を高めていくことに寄与するこ

とを目的とし、令和元年度より養老町改良住宅譲渡基本方針に基づいて、令和6年度までを一つの区切りとして、改良住宅は滝見町をはじめ全部で9区画に分かれておりますが、建築年次の古い改良住宅から譲渡が進められてきました。

なお、9区画ある住宅の建築年月日については、こちらの表を御覧ください。

全て年度末の31日の期日になっております。古いものから順に、滝見町住宅の建築年月が昭和47年、三神町住宅が昭和53年、泉町住宅が昭和54年、前田住宅が昭和55年、三神東住宅と松原住宅が昭和57年、大柳住宅と豆川原住宅が昭和61年、中屋住宅が昭和62年となっております。

次に、こちらの表を御覧ください。

この表は、令和元年度から令和6年度までに譲渡申請がなされた改良住宅の戸数が一覧にまとめられたものです。

こちらの表から、譲渡対象戸数が合計で438戸あり、そのうち譲渡が申請された戸数が56戸。そして、その56戸の内訳として、譲渡を完了した戸数が45戸、申請中のものが7戸、取り下げられたものが4戸あることが分かります。

次に、この表を基として、区画ごとの集計したものが次の表になります。

概略を申しますと、滝見住宅では譲渡対象戸数が合計で145戸、譲渡申請された戸数が10戸。その内訳が、譲渡完了8戸、申請中ゼロ、取下げが2戸。

次に、泉町住宅では、譲渡対象戸数が合計で25戸、譲渡申請された戸数が1戸。その内訳が、譲渡完了1戸、申請中ゼロ、取下げゼロ。

三神町住宅では、譲渡対象戸数が合計で50戸、譲渡を申請された戸数が5戸。その内訳が、譲渡完了2戸、申請中3戸、取下げゼロ。

次に、前田住宅では、譲渡対象戸数が合計で77戸、譲渡申請された戸数が9戸。その内訳が、譲渡完了9戸、申請中ゼロ、取下げゼロ。

次に、三神東住宅では、譲渡対象戸数が合計で15戸、譲渡申請された戸数が2戸。その内訳が、譲渡完了2戸、申請中ゼロ、取下げゼロ。

次に、大柳住宅では、譲渡対象戸数が合計で34戸、譲渡申請された戸数が7戸。その内訳が、譲渡完了7戸、申請中ゼロ、取下げゼロ。

松原住宅では、譲渡対象戸数が合計で38戸、譲渡申請された戸数が11戸。その内訳が、譲渡完了9戸、申請中1戸、取下げ1戸。

次に、豆川原住宅では、譲渡対象戸数が合計で20戸、譲渡申請された戸数が2戸。その内訳が、譲渡完了ゼロ、申請中2戸、取下げゼロ。

次に、中屋住宅では、譲渡対象戸数が合計で34戸、譲渡申請された戸数が9戸。その内訳が、譲渡完了7戸、申請中1戸、取下げ1戸という状況であり、9区画ある住宅それぞれについて、少なければ1戸、多くて11戸の譲渡申請がなされております。

なお、譲渡が申請された住宅の分布を地図にしますと、次のようなまばらな様子が見

てとれます。少しちょっと小さいので分かりづらいと思いますけれども、青色が譲渡済み、黄色が申請中になっております。

こうした改良用住宅のほかに、今年度4月からは、改良住宅の用途を廃止した町有住宅についても、持ち家化を通じて地域の自立や活力を高めていくことにつながるとして譲渡が開始されています。

さらに、譲渡計画完了後の改良住宅についても、空き家となった住宅は売却する方向で検討が進められています。こうした事業は、地域の未来にとって、また町全体の公共施設等の維持管理の観点からも大変重要な取組であると評価しております。

そこで、3点について質問いたします。

1点目、譲渡が開始されたばかりではありますが、町有住宅について、現段階で把握できている範囲で譲渡予定のある住宅の総数と区画ごとの内訳について。

2点目、譲渡については令和6年度までをめどとしていたことから、空き家の売却が可能な時期を迎えていると思いますが、今後の空き家売却のスケジュール計画について。

3点目、空き家のうち老朽化が著しい住宅については売却の対象としないと聞いておりますが、売却が可能と判断される空き家がそれぞれの区画にどれくらいの戸数があるのか。

以上3点について答弁を求めます。

○議長（早崎百合子君） 近藤産業建設部技術参事、演台にて答弁。

○産業建設部技術参事兼建設課長（近藤晴彦君） ただいまの佐野議員の質問につきましては実務的な内容が含まれますので、私のほうから回答させていただきます。

1点目の改良住宅の譲渡につきましては、令和元年11月に策定しました改良住宅譲渡基本方針に基づき、令和元年度から令和6年度にかけて譲渡申請の受付を行いました。令和6年度末時点で、賃貸契約戸数268戸のうち、国等への手続中も含め52戸の譲渡申請がありました。なお、譲渡申請期間は終了しておりますが、当面、期間を延長し、申請を受け付けております。

また、町有住宅の譲渡につきましては、令和7年度内を期間とし、賃貸契約住宅36戸を対象に4月より譲渡申請の受付を開始しております。令和7年5月末現在で6戸の譲渡申請が出ております。

区画ごとの内訳といたしましては、三神町住宅1戸、泉町住宅4戸、中屋住宅1戸となります。

次に、2点目の今後の空き家売却のスケジュール計画につきましては、令和7年度に売却の申込みを受け付ける予定でございます。

空き家の戸数も多いことから、売却の手法等については、令和7年2月26日開催の養老町改良住宅特別委員会での改良住宅空き家売却方針を基に、地元区長会と意見交換を行っているところでございます。

今後、令和7年度につきましては、空き家の隣接譲渡者や前契約者の親族、空き家の隣接賃貸契約者親族の方々への対応について、養老町改良住宅特別委員会での協議を踏まえ、売却の受付を開始してまいりたいと考えています。

また、令和8年度には、地元居住者や一般公募へと売却の受付を進めていく予定でございます。居住を前提とした売却を基本としておりますが、様々な可能性を考慮し、地元の活性化につながる利活用も除外することなく、売却の促進を図ってまいりたいと考えております。

最後、3点目の現在空き家となっている改良住宅のうち、一般公募が可能な住宅といたしましては20戸と把握しております。

区画ごとの内訳といたしましては、滝見町住宅2戸、泉町住宅1戸、三神町住宅5戸、前田住宅2戸、大柳住宅3戸、松原住宅3戸、豆川原住宅3戸、中屋住宅1戸となります。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 佐野伸也君。

○1番（佐野伸也君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

住宅の譲渡については、引き続き速やかかつ丁寧に手続を進めていただくとともに、空き家の売却方針については、主に対象者についてですが、地元の中でも地域の未来を描く上で安心できる内容にしてほしいという意見もありますので、耳を傾けていただけますようお願いしておきたいと思っております。

さて、ただいまの答弁の内容も踏まえまして、2つ心配な点がございます。

1点目は、譲渡や売却が行われた、あるいは行われる対象となる住宅の区画や分布がまばらで飛び飛びになっていること。

2点目、譲渡や売却の対象となる住宅の建築年月日に10年以上の差があることです。養老町改良住宅譲渡基本方針には、改良住宅の建て替えや空き家に対する新規での入居募集を行う予定がないことを示しており、以前の一般質問において、売却後に残った住宅については除却を明言されておりました。そのため、近い将来において、まばらに孤立した住宅が増えることになり、こうした取組の結果が地域の活力の向上に少しもつながっていないことが懸念されます。

また、古い住宅を残したまま新しい住宅を除却する状況も起きると考えられます。執行部でも、建築年次の古い住宅へ譲渡希望者が少ないことは見越しておられると思います。譲渡希望者の中には、住宅の新旧より住み慣れた家を選ぶ方もいらっしゃると思いますが、地域の活力向上の観点からは、数は少ないながらも居住者を孤立させないこと、また施設管理の観点から、なるべく新しい施設を優先して活用することも大切なことであると思っております。

そこで2点再質問いたします。

1 点目、新しい改良住宅に居住者を集約していくための支援など、居住者を孤立させないための町の対策・検討について。

2 点目、平成29年2月に最も古い滝見町住宅の2棟4戸を対象として耐震診断を実施しておりますが、それから約8年が経過しました。年数の経過による耐震性能の低下が懸念されますが、現段階での改良住宅及び町有住宅の安全性について、町の見解をお伺いさせていただきます。

以上2点、答弁よろしく申し上げます。

○議長（早崎百合子君） 近藤産業建設部技術参事、自席で答弁。

○産業建設部技術参事兼建設課長（近藤晴彦君） ただいまの佐野議員の再質問につきまして回答させていただきます。

1 点目ですが、現在、改良住宅への新規入居は行っておりません。居住者の集約やその支援などにつきましては、改良住宅の譲渡を計画する段階で契約者の方に集約のためのその他の住宅への転居などを御提案した経緯がございます。

しかしながら、住み慣れた住居を離れることは難しいとお考えになる方が多く、居住者の集約などは実施されませんでした。こうした経緯から、居住者の集約化や支援などについては、現状、町においては実施する予定はありません。

また、入居者への孤立対策につきましては、今後の改良住宅等の売却結果を踏まえて、中長期の改良住宅の運営・管理についての方針を定める中で、地域の御意見もいただきながら検討してまいりたいと存じます。

2 点目の改良住宅及び町有住宅の耐震診断につきましては、住宅のタイプごとに平成29年度及び平成30年度にそれぞれ行っておりますが、いずれも耐震性能は基準値を満たしているという判定結果となっております。耐震診断後、年数が経過しておりますが、現在の建築基準法に基づく耐震診断を行っておりますので、改めて耐震診断を行う予定はございません。現状、耐震性能は基準値を満たしているため、安全性につきましては特に問題はないと考えます。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 佐野伸也君。

○1 番（佐野伸也君） 令和4年3月に改定された養老町公共施設等総合管理計画の中で、たくさんある町の公共施設などについて最優先が判定され、改良住宅については譲渡による保有数を削減していくことの重要性が示されています。このことについては私も理解できる場所ではありますが、その次の段階への見通しも重要であると考えます。

現在の養老町公共施設等総合管理計画の計画期間は令和8年度までとなっております。ちょうどこれから次期の計画策定を検討されていくのであれば、地域の活力を高めていくことにつながるように次の新しい計画を策定していただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（早崎百合子君） 以上で、1番 佐野伸也君の一般質問を終わります。

次に、9番 野村永一君。

○9番（野村永一君） 議長より発言の許可を得ましたので、まちづくりビジョンや都市計画マスタープランなどに基づいたまちづくりの方向性について3点で質問いたします。

川地町長が就任されてから2年半が経過しました。この間、留守家庭児童教室の利用資格の拡充や学校給食費の補助、病児保育施設の整備といった子育て支援を中心に、YORO SUPPORTER WORLDの設立や養老乃瀧株式会社との連携による大養老展の開催などの交流人口・関係人口の拡大、プレミアム付商品券事業の継続による物価高騰対策など積極的に事業を展開してこられました。

また、昨年4月に設立された多芸東部地域自治町民会議は6つ目の地域自治町民会議であり、町内11地区のうち半分以上の地区で設立がなされたことにより、コロナ禍を経て地域活動の活性化も徐々に図られていると感じております。

一方で、町の方向性やまちづくり全般を定める養老町まちづくりビジョンをはじめとした養老町都市計画マスタープランやまち・ひと・しごと創生養老町総合戦略といった計画は川地町長就任前に既に設定されていたものであり、その内容も包括的なものにとどまっています。計画期間によるところや多分野にまたがる全体的な計画という性質上、致し方ない面もありますが、川地町長就任後、現場主義、町民目線のモットーの下、自ら感じたこと、御自身の思いを掛け合わせて実行に移す時期が来ていると感じています。

そこでお伺いします。

1点目、本町が持つポテンシャルは非常に優れたものであり、最大限活用する方策を考えていくべきと思われませんが、未来へ向けたまちづくりの方針をお聞かせください。

2点目、川地町長の考えや方針を計画的に実行していくために、未来へ向けたビジョンを作成し、発信することで町民からの大きな後押しを得られると考えます。養老町まちづくりビジョンや養老町都市計画マスタープランなどに基づく形で、一定程度の具体性を持った地域づくりを推進する独自のビジョンの作成について見解をお聞かせください。

3点目、これらを具現化し実行していくためには、現場主義、町民目線に共感し、地域と共に活動でき、柔軟な発想を持った地域づくりの実績がある有識者の参画が必須であると考えます。このような有識者の参画についてお考えをお聞かせください。

以上3点をお伺いします。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 野村議員の御質問に御回答させていただきます。

まず1点目の本町のポテンシャルを最大限活用したまちづくりの方針についてでございます。

本町には、古くから育まれてきた豊かな自然と養老の滝・菊水泉が昭和の名水100選

に選ばれているように清らかな水がございます。また、それらにまつわる歴史や伝説も相まって、養老の知名度は確かなものとなっていると思っております。

さらに、象鼻山古墳群や曳山祭りといった文化資源も豊富であり、養老町は自然、歴史、文化といった様々な面でポテンシャルを秘めているというふうに考えております。

さらに、養老鉄道や2つのインターチェンジの開通により、交通の面での優位性についても、周辺自治体と比較しても非常に高いものであるというふうに考えております。

これらに加えまして、まだ十分に認識されていない隠れた魅力も引き出し、本町の地域資源と融合させることにより相乗効果を生み出していきたいというふうに考えております。

また、そこには町と強固な連携と共通の目標の下、自ら考え、自らの力で行動する多くの町民の姿があることによって、本当の意味での地域の活性化が図られ、関係人口、交流人口、定住人口の創出へとつながるものと考えております。

これまでに設立していただいた各地域自治町民会議では、地域の課題を解決するために、自らの創意工夫により様々な事業を実施され、地区の活性化に大きく寄与していただいているところでございます。地域住民を主体とし、町としても関わる官民連携体制をさらに強化し、地域間の連携を図り、特性を活かした地域づくりを発展・促進していく方針でございます。

2点目でございます。

ビジョンの策定についてでございます。

養老町まちづくりビジョンは、令和3年度を開始、始まりとする新たなまちづくりの総合的なナビゲーションとして策定されたものでございますし、養老町都市計画マスタープランにつきましても、都市施設や自然環境、景観といった様々な分野の整備・保全の総合的な役割を持っています。いずれも町の推進施策には必要不可欠な計画であると認識をしております。

しかしながら、実際の地域づくりにおいては、地域住民の声や地域の歴史、文化、特性なども踏まえ、関連する区域で連携し取り組むことが大切であり、このことによって合意形成が図られ、活発な活動につながるものと考えております。

また、地域住民の理解と協力を得ながら官民連携の下進めていくためには、目指す方向性や考え方を踏まえた取組の内容を分かりやすくまとめ、発信・提示する必要もございますし、様々な制度の活用も考慮しつつ、今後の独自ビジョンについて取りまとめていきたいというふうに思っております。

いろんな質問の中で人口減少のお話がありましたけれども、これまでの取組なしにして今のような減少にとどめることはなかったというふうにも思っております。

最後に、有識者の参画についてでございます。

これまでも複数の方と取組事例を踏まえながら意見交換をさせていただきましたし、

考え方やアプローチの手法についてもお話を伺ってまいりました。地域の声を大切にしながら、その特性に目を向け、整理した上で、より適切な方向性を示していただける経験豊富で柔軟な考えを持った有識者の方には、こうした取組を進めるに当たって御助力いただきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 野村永一君。

○9番（野村永一君） 町長の考えはしっかりと聞くことができました。未来に希望が持てるものであったと思います。町の活性化のため、ぜひとも進めていただきたいと思えますし、官民連携の下、本町の特性をしっかりと把握した上で、ノウハウを落とし込める有識者の参画をお願いいたします。

ここで1点再質問いたします。

行政の支援の下で地域住民が主体となって様々な地域活動を横断的・総合的に進めるためには、十分な準備と関係者の意思統一が不可欠です。例えば、まちのにぎわいを創出し、地域の魅力向上により地域社会の回復・再生を目的としたエリアマネジメントを活用するなどの方法も考えられます。

いずれにせよ、早急に検討を開始し、必要な協議を重ねていかなければならないと考えていますが、この辺りについて見解をお伺いします。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 野村議員の再質問に御回答させていただきます。

議員御発言のとおり、主体となり得る個人や団体や関係者との考える方向性のすり合わせや検討・協議には相応の時間を要することも考えられますので、できる限り早い時期に着手してまいりたいと考えております。

また、工夫を重ねながら継続していけることも重要でございます。緩やかでも着実に進捗していけるよう取り組んでまいります。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 野村永一君。

○9番（野村永一君） ありがとうございます。

人口減少、少子高齢化の中で手をこまねいては地域社会は徐々に衰退していってしまいます。町民が主体となって再生・回復していくためには、町と共に取り組んでいかなければ実現することはできません。地域住民が生き生きと活発に暮らしていけるよう、地域の活性化に引き続き御尽力いただきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（早崎百合子君） 以上で、9番 野村永一君の一般質問を終わります。

次に、11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき3件で

質問をいたします。

1 件目は、養老中央公園の環境整備について4点での答弁を求めます。

質問するに当たり、5月28日午前10時頃、中央公園の現状を共有したく写真を撮ってまいりましたので、スクリーンを御注目ください。

これが中央公園の全体の配置図です。東に野球場、西にスマイルグラウンド、そして多目的広場、総合体育館、長池、親水公園、そしてふれあい公園、偕楽橋があります。1982年（昭和57年）ですが、7月、総合体育館が竣工し、多目的広場が併設されました。1980年（昭和55年）5月には、面積1万1,800平方メートルの野球場がオープンし、1995年（平成7年）7月には、面積1万500平方メートルのスマイルグラウンドがオープンしました。

また、養老中央公園の敷地内には、親水公園、ふれあい公園と称し、乳幼児から高齢者まで町内外から訪れた人々の健康増進や癒やしの場所として整備され、中央公園の役割の一翼を担い、これまで管理されてきたと考えます。

1 点目は、1996年（平成8年）に竣工した偕楽橋についてです。

これが偕楽橋の現在の姿です。危険な現状で放置され何年になるのでしょうか。実は、この木造の橋について、当時議会でも懸念する声が多く、特に元議員の田中敏弘氏が鉄骨にすべきではないかと指摘された記憶があります。

また、岩永議員は、2018年（平成30年）3月議会で木造の橋の腐食を取り上げ、適正な維持管理を求めています。偕楽橋の改修計画の議論はなぜ行われてこなかったのでしょうか。全国的にも公園も含め公共施設内のけがや事故が社会問題になり、行き届いた管理が求められる中、あまりにもずさんな管理ではありませんか。

2 点目は、長池の土壌改良も含め、コイの生育環境は好ましいのでしょうか。長池の水質や水深、土壌の管理について伺います。

3 点目は、親水公園、ふれあい公園の桜の木や雑木、敷地の環境整備管理の現状と環境整備計画について伺います。

親水公園です。ふれあい公園です。ふれあい公園の中にあるあずまやです。ふれあい公園です。きれいですね。ふれあい公園です。

スポーツ連盟への昨年度の事業報告には、親水公園やふれあい公園など雑草の剪定などの実績がありません。町は委託していますか。昨年度の環境整備管理の記録報告をお尋ねします。

4 点目は、多目的広場に健康遊具の設置を望む声が寄せられました。町のフレイル対策の観点からも設置の見解を求めます。

○議長（早崎百合子君） 徳本生涯学習課長、演台にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（徳本弘基君） ただいまの水谷議員の御質問につきましては実務的な内容を含みますので、私のほうから御回答申し上げます。

初めに、偕楽橋の管理が適切でなかった点につきましては大変申し訳なく思っております。心からおわび申し上げます。

さて、偕楽橋につきましては、水谷議員の御指摘のとおり、以前よりもさらに老朽化が進んでおり、橋全体がかなり傷んでいる状況であると思われま

す。こうした現状を踏まえて、町では、公園内の景観の保全や利用者の安全性の確保の面から、今後橋を全面的に改修するよりも、崩落等の事故が発生する前に橋を撤去することがよいのではないかと考えております。可能であれば、今年の秋に開催をされますねりんピックまでに撤去するのが望ましいところですが、偕楽橋は一級河川である五日市川に架けられている関係上、出水期に作業を行うことが困難であることから、河川管理者である県との調整を行い、今後の工事について協議してまいりたいと考えております。

なお、工事に着手するまでの期間につきましては、誤って橋に侵入されたり、使用されることがないように、周辺環境に配慮した上で厳重に封鎖いたします。

次に、2点目の長池の環境についての御質問について御回答させていただきます。

長池の水深につきましては、池の端部、縁の部分で50センチから40センチほどあり、池の中心部や深いところでは50センチ程度の深さがあるものと思われま

す。水質に関しましては、町が外部機関に委託して実施している町内を流れる一級河川などの水質検査結果によりますと、水質汚濁防止法に定める環境基準を満たしているほか、長池は雨水や五日市川からの流水などにより断続的に水が循環していることに加えて、コイだけでなく他の生き物の生息も確認できることから、水質的には問題がないという認識でございます。長池にはコイだけが単独で生育しているわけではなく、土壌改良により他の生き物に影響を生じるおそれもあることから、生物多様性の観点からも、当面、土壌改良を実施する考えはございません。

次に、3点目の親水公園、ふれあい公園の管理の現状と環境整備計画についての御質問に回答させていただきます。

町では、平成28年度より町スポーツ連盟に委託し、親水公園、ふれあい公園を含めた中央公園全体及び社会体育施設の除草、樹木の剪定等を計画的に行い、適切に維持管理を行うこととしております。同連盟に確認いたしましたところ、令和6年度においては、施設周辺の除草や草刈り、清掃のほか、植栽の手入れなどを実施したとのことございました。

また、町から特に指示があった場合には、その都度、連盟の職員により対応していただいているほか、特に高所作業車を必要とする高木の剪定については、町が直接業者と契約を締結し、景観の保全に努めているところでございます。

しかし、十分に管理が行き届いていないところもございましたので、取り急ぎ除草や剪定等、適切な維持管理を実施するよう連盟に指示するとともに、町としましても速や

かにその実施状況について指揮・監督し、公園内の環境の改善や景観の保持に努めてまいります。

最後に、4点目の健康遊具の設置の考えについての質問に回答させていただきます。

1 町民1 スポーツのまち・養老を掲げる養老町スポーツ推進計画において、身近な地域で安心してスポーツを楽しむことができる環境整備と、年齢などのライフステージに合わせたスポーツの推進を図るものとしております。

本町といたしましては、幅広い年代の方に参加いただける地区の町民運動会をはじめ、絆ウォーキングやバルシューレなど気軽に楽しめる軽スポーツに力を入れてまいりたいと考えていることから、当面、健康遊具の設置については考えておりません。フレイルは身体的なものだけではなく、心のフレイルや社会性のフレイルなど精神的・心理的な面で活力がなくなったり、人との交流の機会が減ることなど様々な要因により起きるものもございます。

高齢化が進む本町においては、健康遊具によりフレイル対策を進めるよりも、御近所付き合いや地域の結びつきの中で互いに声かけや見守りを行いつつ、地域の催物や行事などへの参加を促したり、人との交流によりフレイル対策を進めることが有効であると思われまます。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（早崎百合子君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 再質問いたします。

1点目は、偕楽橋は腐食が進み、もはや改修が不可能になり、撤去せざるを得ない不要な産物になってしまいました。岩永質問から7年です。当時の答弁は、これまで以上に維持管理の徹底をするよう指示を行った。今後は公共施設の適正管理に努めていくというものでした。議会对応のみの答弁だったと思うのは私一人でしょうか。なぜ偕楽橋は放置し続けたのですか。町民からは、町は危機感がないのではないかと、町の怠慢ではないかと、予算がないと言っておれないのではないかとこの声も聞かれます。この声にどう応えますか。撤去の時期は年内ですか、年度内ですか、次年度ですか、令和9年ですか、令和10年ですか。出水期は一般的に6月から10月までを指します。雪が多い地方では、雪解けの多い3月から5月も出水期ですが、長池の撤去に係る出水期を避けた工事の可能な期間をお示しくください。

2点目は、長池の土壌を含めた改良や水質などの維持管理を徹底すれば、多種多様な生物の楽園になると考えます。例えば、蛍の舞う長池を想像してみてください。ハリヨのすむ長池を想像してみてください。専門家や愛好家、小・中・高校生も参加するなど、（仮称）中央公園長池再生プロジェクトを創設し、町の自然環境の宝庫にすることを提言しますが、見解を求めます。

3点目は、親水公園、ふれあい公園の環境整備です。

スポーツ連盟の令和5年度の決算報告書、支出管理10、委託料15万円が維持管理業務（シルバー再委託料）として予算化されていますが、15万円が未執行で不用額扱いになっています。シルバー人材センターで尋ねると、令和4年までは定期的に長池周辺や多目的広場周辺、野球場などを定期的に剪定したり、除草していただけれども、令和5年、6年は、野球場など年一、二回の委託を受けての草刈りしかやっていなく、ふれあい公園や親水公園はやっていないということで、先ほど言われましたように、連盟の職員の方でやるからということで、年々シルバーの委託が少なくなっているとの回答を得ました。ですから、この15万円というのが不用額というところでは、町の委託料ですので、明確な答弁をお願いしておきたいと思います。

適正管理に努めていくには、環境整備計画の作成と作業後記録確認など、担当課が把握し、管理すべきだと思いますが、それは行われていますか。

4点目は、健康遊具は誰でも気軽にストレッチや簡単な筋力トレーニングなどの運動ができる遊具です。自身の体力レベルや目的に合わせて健康増進に取り組むことができます。健康都市宣言をしている愛知県大府市では、小さなお子さんから高齢者まで気軽に健康づくりを行う一環として、市役所1か所も含め、15か所に健康遊具が設置されています。背伸ばしベンチ、懸垂ぶら下がり、健康歩道、足つぼマッサージなど多種多様な遊具が公園内に常設され、市民に利用されています。

1987年（昭和62年）9月24日、養老町はスポーツのまちの宣言を制定しました。一人一人の能力と特性に合わせ、スポーツ環境を整え、生活に根づいた活動がいつでも誰でもできるまちにしましょう。具現化の一つとして、引き続き調査・研究を要望しておきます。

○議長（早崎百合子君） 徳本生涯学習課長、自席で答弁。

○教育委員会生涯学習課長（徳本弘基君） ただいまの水谷議員の再質問に回答させていただきます。

まず1点目の借楽橋の撤去時期についてでございますが、町として、橋の撤去費に係る積算や工期等について現時点で把握できていないことに加えまして、河川管理者との協議も未実施であることから、現時点において時期をお答えできる状況にはございません。

また、工事が可能な期間につきましては、渇水期である11月から5月までの間に行うのが一般的であると考えております。

次に、2点目の（仮称）中央公園長池再生プロジェクトの創設についての見解について回答させていただきます。

議員御提案のとおり、長池について適切な管理を行うことにより、生き物にとってよい環境を整備することは大変望ましいことであると思われまます。ただし、こうしたプロジェクトを創設し、よい環境を維持していくことやこうした活動を推進していくために

は、行政のみならず、地域住民をはじめ多くの方の御協力が不可欠であると考えます。

今後は、都市公園が持つ多様な機能が十分に発揮されるよう、本町としてどのような公園が望ましいのか、どういったプロセスでその整備を進めていくのかなどについて、他の自治体の優良事例を参考にするなど調査・研究してまいります。

次に、3点目の親水公園、ふれあい公園の環境整備について回答させていただきます。

町スポーツ連盟に確認しましたところ、とりわけ除草作業については連盟からシルバー人材センターに委託し、年3回、9人で延べ17日間ほど実施しているとのことでした。

その内訳としまして、6月には、体育施設周辺及び中央公園の除草作業として3日間実施したほか、2月にはスマイルグラウンドの西側道路ののり面と野球場東側と南側及び体育館南側の草刈り作業をそれぞれ4人で7日間ずつ実施し、総額16万6,283円を支出しております。

また、決算報告書の中で委託料15万円が維持管理業務（シルバー再委託料）として予算化されているものの不執行になったことにつきましては、他の予算、施設管理費の中でセンターへの委託料を賄えることができたためとの説明を受けております。

なお、今年度の環境整備につきましては、改めて委託先である連盟と協議を行い、除草や草刈り等の実施箇所や回数に係る作業計画を作成させるとともに、この計画が着実に実施されるよう適宜チェックするほか、毎月の業務記録を確認するなどしてその管理状況について適切に把握し、適正な管理につなげてまいります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 今月の広報「よろう」の編集後記、名前について、シリーズ人権の記事に併せて息子さんの名前を家族と一緒に何時間も考えて決めたこと、名前の全てが両親や家族の思いが込められた特別なものであるというふうなことが書かれてあり、この記事を読まれた方々は、名前のルーツについて感慨深いものを共感されたのではないのでしょうか。私もその一人です。偕楽橋、ふれあい公園、親水公園、公募による名称なのか、担当課で決めた名称なのか、30年を経た今、定かではありませんが、現在、名前への願いに程遠い管理状況となっております。

10月に開催されるねんりんピック、競技を円滑に進めるため、ハード面・ソフト面の整備や配慮とともに、親水公園、ふれあい公園、偕楽橋、長池など中央公園を取り巻く環境整備も来町された方々へのおもてなしの一つだと考えます。その計画や予算措置は講じていますか。私は、遅くない時期に新設された偕楽橋に立ち、しゃがみ、蛍の乱舞を子供たちや孫やひ孫と共に見たいです。町長もそう思われませんか。軽々な議会質問の答弁に終わることのないよう、町民目線での適正管理と提言への具現化を求めておきたいと思います。予算面での答弁をいただき、次の質問に進みます。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の再質問に御回答させていただきます。

その前に、編集後記の名前についてで感慨深く共感が湧くというような御意見でございましたけれども、職員が自分の子供への名前のつけ方をわざわざ広報紙で述べる必要はないと私は思っております。例えば、不妊治療してみえる方やお子さんのいない方などへの少し配慮が欠ける編集後記ではなかったかなと思っております。

議員が言われる偕楽橋での蛍の乱舞、ひ孫、孫と一緒にの想像をしてみましたけれども、少し私、残念ながらイマジネーションが乏しいのかイメージが湧きませんでした。私の場合ですけれども、54日間の祭典で盛り上がった第42回全国都市緑化フェアのメイン会場の一つである養老公園に約44万人以上の方がお越しいただいたと推測しておりますけれども、例えば蛍でしたら、千歳楼前の不老が池、役場東の除川、河北地域でしたら直江の立出川、そして議員御地元の小畑川など、私の場合でしたら室原地域を流れる境川で孫をだっこする、歩く、そういった光景が目映っております。ひ孫は残念ながらいませんので、そういった人によって違うのではないかというふうに思っております。

親水公園、ふれあい公園、偕楽橋、長池など中央公園を取り巻く環境整備につきましては、ねんりんピックの開催までに特別計画したり、予算措置を講ずる予定はございません。ねんりんピックは、スポーツ交流大会の10種目の一つ、ペタンク競技を中心にねんりんピック岐阜2025養老町実行委員会を立ち上げ、昨年より準備をさせてもらっております。来町された方が安心・安全に施設を御利用いただけるよう事前に点検や清掃等を実施し、適切に準備した上で、おもてなしの心でより多くの方をお迎えしたいというふうに考えております。

ただ、昔、岩永議員の質問をやってから7年余りたっておりまして、かなりほかってあったというふうに私も思っておりますので、早急にこの件に関しましては土木等も協議をかけながら対処したいと考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 2件目の質問は、マイナ保険証の有効期限切れについて2点で質問をいたします。

国は、昨年12月、健康保険証の新規発行を停止し、マイナ保険証の利用を推進してきました。しかし、本年2月時点での国民全体のマイナ保険証利用率は26.6%とほとんど伸びず、マイナ保険証の解除申請数は1、2月と1万件を超えています。とりわけ高齢者や障害者などマイナ保険証利用が困難な方の利用率は顕著に低くなっています。

マイナ保険証に関しては、有効期限切れ、カードリーダーの接続不良など機器トラブル、資格情報無効などが続いており、その対応方法で最も多かったのは従来の保険証による資格確認で、最大のバックアップ機能を果たしている従来の健康保険証の有効期限

切れを迎えれば現場はさらに混乱し、無保険扱いが増加しかねない懸念があります。

こうした中、厚生労働省は7月末に後期高齢者医療制度の保険証が有効期限を迎えるに当たって、資格確認書の交付を求める人からの申請が市町村窓口に集中するおそれがあるとし、マイナ保険証の保有に関わらず、資格確認書を全被保険者に交付することを決定し、養老町議会でも6月議会に後期高齢者医療特別会計補正予算に117万6,000円が計上されました。厚生労働省の説明を基にすれば、国民健康保険についても全被保険者に資格確認書を交付すべきです。しかし、現時点ではマイナ保険証を保有している方には資格確認書は届かず、8月以降はマイナ保険証でしか受診の受付はできません。

1点目は、後期高齢者医療と同様に、国民健康保険被保険者全員に資格確認書を発行されたいが、見解をお聞かせください。

2点目は、5月13日付で厚労省より事務連絡として通知が出されています。その内容は、要配慮者には資格確認書申請の勧奨など丁寧な対応を各市町村に求めていることです。町として要配慮者の対象をどうお考えなのか、お聞かせください。

○議長（早崎百合子君） 近藤住民福祉部長、演台にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） ただいまの水谷議員の御質問は実務的な内容でございますので、私のほうから回答させていただきます。

1点目の国民健康保険被保険者全員への資格確認書の発行についてでございますが、国民健康保険法第9条第2項に電子資格確認を受けることができない状況にあるときに、交付の求めにより交付するものとされております。

また、令和7年5月30日付、厚生労働省保険局国民健康保険課発出の事務連絡により、国民健康保険の被保険者には様々な年代・属性の方が含まれており、後期高齢者のように新たな機器の取扱いに不慣れである等の理由でマイナ保険証への移行に一定の期間を要する蓋然性が一般的に高いと言える状況ではなく、資格確認書を被保険者全員に職権交付するコスト等も考慮すると、全員一律に資格確認書を交付する状況ではないと考えていますと周知されておりますので、国の通知に準じてまいります。

2点目の要配慮者の対象の見解についてでございますが、同通知におきまして、高齢者や障害者の方など、マイナ保険証の利用に当たって配慮を必要とする方とされておりますので、そのような方を対象と考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 再質問いたします。

1点目は、全被保険者に資格確認書を交付するしないは自治体の裁量と理解していますが、町はその理解に至りませんか。既に全国の自治体の中には、国民健康保険の資格確認書をマイナ保険証の保有の有無に関わらず、加入者全員に一斉交付する予定であることをホームページなどで案内しています。町が一斉交付を取り組む場合の概算予算を

検討しましたか。検討されていたら、予算額をお示してください。

2点目は、要配慮者の線引きについてです。

少し長くなりますが、国の事務連絡を引用します。前段で、今後、国民健康保険の各保険者で発行している従来の健康保険証の有効期限が順次到来していく中で、マイナ保険証を保有していない方だけではなく、マイナ保険証を保有する要配慮者についてもこれまでどおり保険診療を受けられるよう、高齢者施設などの福祉施策の利用者や在宅の要介護者なども含め、資格確認書の申請の勧奨を行うなど丁寧な対応が必要となります。

1. 資格確認書の申請交付について、(1)保険者（国民健康保険担当部署）における対応については、マイナ保険証を保有する要配慮者については、各保険者から職権で資格確認書を交付するのではなく、申請に基づき交付する取扱いをお示ししていますが、資格確認書の申請に当たっては、御本人からの申請だけでなく、代理申請も可能です。管内市町において、介護保険、障害者福祉や児童福祉など担当部署とも連携の上、例えば高齢者施設、障害者施設や児童養護施設などの福祉施設に対する資格確認書の代理申請の呼びかけや在宅の要配慮者に対する資格確認書の周知など対応の検討をお願いしますということです。

この引用した事務連絡の国の方針の徹底実施が必要ですが、担当課では、当町として具体的な要配慮者の線引きを検討しましたか。検討したなら、その内容をお示してください。関連機関などとの連携は図られていますか。図られたのなら、どの機関でしょうか。

さらに、代理人申請や郵送での申請が可能である資格確認書交付申請は、マイナ保険証を解除しなくても可能であるなどの周知は行われていますか。

○議長（早崎百合子君） 近藤住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 水谷議員の再質問に回答させていただきます。

1点目の一斉交付を取り組む場合の概算予算の検討につきましては、先ほど回答いたしましたとおり、国の通知に準じてまいりますので、一斉交付については検討しておりません。

なお、マイナ保険証の方には、申請によらず資格情報のお知らせをお送りいたします。機器トラブルなどマイナ保険証の読み取りができない場合などに、マイナ保険証と一緒に提示することで受診が可能である旨の記載をさせていただいております。

2点目の要配慮者の線引き、医療機関との連携、資格確認書交付申請の周知につきましては、要配慮者の対象といたしましては、先ほど御回答したとおりでございます。マイナ保険証を保有する要配慮者につきましては代理申請も可能であることの周知などの対応、検討が国からも依頼されていることから、パンフレットを住民福祉部局窓口に配置するとともに、施設利用者の御家族様へ周知していただくため、グループホームなど高齢者施設等に説明に伺い、パンフレットや申請書の配布をいたしました。

また、先ほど回答で述べました資格情報のお知らせを送付する際には、マイナ保険証

を保有している場合でも、申請により資格確認書を所有することは可能であることを記載した文書とマイナ保険証に係るパンフレットを同封いたします。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 国は、6月6日、マイナ保険証の有無に関わらず、市区町村が国保加入者全員に保険証代わりの資格確認書を交付することを自治事務なので自治体の判断に任せるとの姿勢を示しました。一律交付を決めていた東京都の世田谷区長は、緊急事態的にやむを得ない判断に踏み切った自治体として、自治事務は自治体の判断としたのであろう。できればもっと早い時期に自治体の実務担当者の意見を丁寧に聞いてほしかったとの声を6月7日付の東京新聞朝刊が報じています。

再三になりますが、現在でもカードリーダーの不具合などマイナ保険証で受診できないトラブルが発生しています。町長ももう既に御存じだと思いますけれども、昨日もマイナ保険証一部で不具合ということで、マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせたマイナ保険証が17日、複数の医療機関で一時利用できない状況となった。厚生労働省によると、保健所の情報を読み取るオンラインシステムに接続できない不具合が午前9時40分頃に発生し、約3時間後に解消した。公的医療保険への加入状況などの患者情報を確認できなかった。不具合が発生したとの問合せが100件を超えて厚労省などに寄せられたという。システムを管理する事業者の設定変更などが原因と見られる。あえて利用できなくても、マイナ保険証の取得者に配られる紙の資格情報のお知らせや、専用サイト、マイナポータルの患者情報が分かる画面を提示すれば保険診療が受けられる。有効期限内ならば、従来の保険証でも同様に受診ができるというふうな報道が一斉に今朝ありました。

マイナ保険証の利用に不安を抱く人もあります。東京23区の国保加入者の多くは、9月以降、従来の保険証が有効期限を迎えるため、世田谷区では5月末までに制度の切り替わる時期の混乱を避けるため、9月中旬から送付するための予算化を図っています。当町の国の通知に準ずると一律交付しないとのゼロ回答は想定外であります。

ただ、担当部課長におかれましては、世田谷区長と同様の国に対しての思いを持たれているのではないかと推察しています。全ての町民が安心して医療を受けられる体制を守るため、要配慮者を孤立させない取組を要望しておきます。

最後に、高齢者施設などに説明に伺ったとの回答でしたが、全ての訪問が完了していると理解してよいのでしょうか。施設側から要望などが寄せられたのでしょうか。訪問された具体的な説明や要望などの声があればお聞きし、次の質問に入らせていただきたいと思えます。

○議長（早崎百合子君） 近藤住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 水谷議員の再々質問に御回答させていただきます。

訪問した施設につきましては、養老町社会福祉協議会や町内のグループホーム、特別養護老人ホームなど12の団体・施設を訪問し、説明させていただきました。

また現状、要望等は伺っておりませんが、問合せ等には丁寧な対応を心がけてまいりたいと思います。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 3件目、最後の質問をお願いします。

3件目は、相続登記の義務化について質問します。

能登半島地震の被災地で持ち主を特定できないために解体できない空き家に市町村が手を焼いているとの報道があります。自治体は裁判所の許可の下で解体を行える新制度の活用を模索しますが、その数はさらに増え、多くの倒壊家屋が放置される懸念が広がっています。私有財産である家屋の解体には、原則、所有者本人の申請が必要です。持ち主を特定できない場合、それに代わる管理人の選任を自治体などが裁判所に申し立てる所有者不明建物管理制度が2023年に導入されました。災害での本格的活用は能登半島地震からです。制度を活用して解体するには、登記や課税状況、現地調査などで所有者不明の根拠を示さなくてはならず、能登半島6市町村の担当職員は、調査が進むにつれて、所有者不明やその可能性のある倒壊した物件は増え、相続登記が何代もされていない物件の相続を一人一人調べるのは負担が大き過ぎると明かしています。

厳しい現実の中、2024年4月1日から相続登記が義務化され、所有者の取得を知った日から3年以内の申請が必要となりました。その目的は、所有者不明の土地の増加を抑制し、不動産取引の円滑を図るものです。

1点目は、この間、義務化の周知や町内外所有者不明物件及び2024年度中の相続登記の実績をお尋ねします。

2点目は、相続登記を行う際、費用の一部を補助する制度を導入し、登記の推進を図る市町村がありますが、当町の見解を求めます。

○議長（早崎百合子君） 川口総務部長、演台にて答弁。

○総務部長（川口智也君） ただいまの水谷議員の御質問につきましては実務の内容が含まれておりますので、私のほうから回答させていただきます。

まず、相続登記の義務化の周知につきましては、令和2年度から固定資産税の納税通知書及び共有物件課税通知書に掲載しており、税務課窓口にはチラシを設置しております。そのほかにも庁舎内に啓発用ポスターを掲示したり、広報紙やロビーに設置されているデジタルサイネージへの掲載なども行っております。

また、死亡手続の際には御遺族の方にチラシを配付し、周知を行っております。引き続き、地方法務局と連携を図りながら周知啓発活動を継続してまいります。

次に、所有者不明件数につきましては21件で、昨年中に相続登記された土地の実績は

1,814筆でございます。

2点目、補助制度の見解でございます。

相続登記に伴う費用について補助制度を導入している自治体はいまだ全国的にも少なく、西濃圏内において導入している市町村はございません。私有財産に係る費用であること、既に相続登記を実施された方もおり、公平性の観点などから、現時点では補助制度の導入は考えておりません。

今後につきましては、国・県、近隣市町の動向等を注視しながら、町の他の施策の優先度などを鑑み、判断してまいりたいと考えております。以上です。

[11番議員挙手]

○議長（早崎百合子君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 再質問です。

昨年中に相続登記された土地の実績は1,814筆との答弁をいただきました。相続登記が義務化された初年度の実績ですが、例年より多い実績と理解してよいのでしょうか。

また、実際の納税義務のある方の代理になって、固定資産税などの納税に関する一切のことを管理する方の現時点での実数をお知らせください。納税通知書の下段に記載されている氏名の方です。また、その方の行政上の専門用語をお知らせください。

こんな声が聞かれます。相続登記が義務化され、早く登記しないと罰金になることは知っているが、何から手をつけていいのかわからない。苦しい年金生活では登記費用を捻出するのが大変。運転免許も返納し、自分で登記するのは困難。独り暮らしの高齢者も増え続け、登記への疑問や悩みも多く聞いてほしい。

そこで、町内会や老人会、女性の会、支部社会福祉協議会、遺族会、身障者の会、各種サークルなど団体や小さな仲よしグループに出向き、登記に関する出前講座の開設を求めますが、その見解をお聞かせください。

○議長（早崎百合子君） 川口総務部長、自席で答弁。

○総務部長（川口智也君） 水谷議員の再質問に回答させていただきます。

まず、相続登記された土地の実績についてでございます。例年とあまり変わりはありません。所有する筆数がそれぞれ異なるため、一概に多い実績とは言えません。

次に、専門用語という話ですが、専門用語では相続人代表者といいます。相続人代表者とは、相続登記などが完了するまでの間、亡くなられた方名義の固定資産税の納税通知書などの送付先となる方で、共有の場合はその代表の方となり、相続人代表者の件数は1,370件です。

最後に、相続登記の手続に関する出前講座の開設につきましては、登記などに関する専門的知識が必要となることから、町職員が講師となり開設することは難しいと思われまます。

なお、岐阜地方法務局では、法務職員が学び講座として出前またはウェブ形式で講座

を開設しているとのことですので、受講を希望される団体等がございましたら、必要に応じて支援していきたいと考えております。以上です。

[11番議員挙手]

○議長（早崎百合子君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 相続登記を放置すると10万円の過料を受けるリスクがある。権利関係が複雑になってしまう。不動産を手放せなくなる。そして、冒頭で申し上げました自然災害による解体などでの所有者不明は復興を滞らせることです。土地や建物は個人の財産ですが、近年、個人の財産は社会的財産で、社会全体で管理されるとの施策も講じられ、住宅リフォーム助成制度や商店街リニューアル助成、ブロック塀除去補助制度など、当町も含め全国的に認知されています。先進地や町民の方々の声に真摯に向き合い、さらなる調査・研究を進めていただき、所有者不明の土地は養老町にはありませんと回答できる取組に期待したいと思います。

出前講座の件、地方法務局との連携があり、急な質問でしたが、難しいかなと思っていましたが、前向きな答弁にあっぴれと今感じております。出前講座を通し、相続登記が広がるよう、私自身も啓発、周知をする役割を担いたいと思っています。以上で終わります。

○議長（早崎百合子君） 以上で、11番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時40分といたします。

（午後 2 時27分 休憩）

（午後 2 時40分 再開）

○議長（早崎百合子君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、7番 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 議長に質問の許可をいただきましたので、山林火災対策についてを質問します。

今年2月下旬から4月の初旬まで山林火災発生ニュースが連日のようにテレビや新聞から発信されました。岩手県大船渡市を皮切りに、熊本県南阿蘇村、愛媛県今治市、岡山県岡山市、宮崎県宮崎市など相次いで山火事が発生しました。中でも大船渡市の山林火災は、焼失面積が3,370ヘクタール、住宅被害は住居87軒と住居以外の135棟と未曾有の被害をもたらしました。山火事の脅威が改めて認識されました。養老、上多度、日吉地区と山地の裾野に住む私にとっても決して他人事ではありません。

山火事予報については、林野庁のホームページに次のように書かれています。

一人一人が森林の大切さを認識し、防火意識を高めることが最も大切です。山火事の原因の多くが、人のちょっとした火の取扱いの不注意で発生していることから、1. 枯れ草などのある火災が起りやすい場所では、たき火をしないこと。2. たき火など火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消化すること。3. 強風時及び乾燥時に

は、たき火、火入れをしないこと。4.火入れを行うときは許可を必ず受けることなどの6項目が山火事の予防につながると啓発しています。

また、同じく林野庁のホームページでは、山火事の原因が令和元年から令和6年の平均で、最も多かったのがたき火で32.6%、次いで、枯れ草を広範囲で燃やす火入れが19%、疑いを含む放火が7.6%、たばこが4.5%となっており、山林火災の多くはこうした人の不注意によるものです。

このようなことを踏まえて質問します。

山林火災は火災の発生する前、つまり予防が大事であると考えますが、消防本部では、こういった予防活動を行っているかを教えてください。

○議長（早崎百合子君） 大倉消防長、演台にて答弁。

○消防長（大倉 巧君） ただいまの吉田議員の御質問にお答えします。

議員の御指摘のとおり、山林火災において出火原因の半数以上、実に6割が人為的な原因によるものであり、山林火災を防ぐには予防啓発活動が非常に重要であります。

今年2月、岩手県大船渡市の広範囲にわたる山林火災は、養老町としても強い危機感を感じ、山林火災が多発する2月、3月は事業所へ山火事予防のポスター配付、ホームページで野焼きの注意喚起、防災無線による広報、消防車で養老地区、上多度地区、日吉地区を中心に町内巡回と、例年以上に予防活動を実施いたしました。

山林火災が、人為的な原因で起きてしまうことをさらに周知することが重要だと考え、今後も継続的に実施してまいります。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 山林火災の火災は、乾燥具合や土地の傾斜などの条件にもよりますが、市街地と比べると燃え広がりやすいと言われています。

初期の消火が遅れると火災は長期化し、森林や住宅の焼失は増え続けます。飛び火への警戒も必要です。火災の広域化は、住宅への延焼など被害の大幅な拡大につながると考えますが、万一、山林火災が発生した場合、消防本部はどのような対応をしますか。消防長のお答えをお聞かせください。

○議長（早崎百合子君） 大倉消防長、自席で答弁。

○消防長（大倉 巧君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

万一、山林火災が発生した場合の対応ですが、山林火災は他の火災と違い、特有の消火困難性を有しています。ルートが限定され進入困難であること、水利が乏しく高低差による水圧低下からの放水困難であること、全体像の把握が困難であること、これらの困難性を解消し、迅速かつ的確な対応を行うためには、地上・空中消火の連携、速やかな応援要請による部隊増強が重要であり、山林火災の一報を入電したら、速やかに岐阜県防災航空隊に一報を入れます。

大垣、海津、不破消防等、近隣の消防本部とも応援協定を締結しており、養老町消防本部、養老町消防団、近隣消防本部、岐阜県防災航空隊と地上・空中消火で連携し消火に当たりますが、それでも鎮圧に至らない場合は、緊急消防援助隊に応援要請することになります。

被害の拡大を防ぐためには、初期対応が重要と考え、今月23日に岐阜県防災航空隊と合同で山林火災訓練を実施します。

また、消防本部だけでなく消防団も秋の機動演習では山林火災を想定した訓練を予定しております。従来の放水訓練に加え、山林火災の基本消火としてジェットシューターを使用した消火訓練も実施予定です。

消防本部、消防団とも訓練を重ね、万一の火災に備えてまいります。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 山林火災は、他の火災と違い特有の消火困難性を有していることから、初期対応がいかに大事かが分かりました。岐阜県防災航空隊と合同で山林火災訓練を実施し、訓練を重ねることで万が一の際は火が拡大する前に鎮火ができること、そして予防活動により町民の防火意識が高揚し、火災が起きないことを願って私の質問を終わります。

以上です。お願いします。

○議長（早崎百合子君） 以上で、7番 吉田太郎君の一般質問を終わります。

次に、3番 西脇康君。

○3番（西脇 康君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき質問をいたします。

昨年の、令和の米騒動から最近の古古古米など、日本全国で米の話題で持ち切りですが、町内の農業従事者の方も田植も終わり、秋の収穫時期が楽しみです。町の基幹産業の農業の今後について3点質問いたします。

1点目は、農業従事者の高齢化が進む中、全国的にも深刻化する後継者不足、耕作放棄地も比例するように増加が危惧されています。今後、この豊かな生産力を持つ水田や農地を守る担い手、また施設園芸を含めた農業者全般の後継者の確保・育成をどのようにお考えか伺います。

2点目は、本町の圃場は、伊勢湾台風直後に整備されたものが大部分を占め、小さな田んぼや狭い農道、用排水が兼用の水路など、また排水施設の老朽化が進んでいます。その管理は町内の14の土地改良区で管理されていますが、この組織は地域の農業者により組織されていますが、農業者の高齢化に伴い、専任の職員や役員などの成り手不足など、また懸念される場所もありますが、これらの課題に対応し、将来にわたり地域の

水利施設等の保全と維持管理を図ることが重要であると考えますが、町としてのお考えをお聞かせください。

3点目は、現在、町内小学校では5年生の児童の皆さんが、食育の一環で田植から稲刈りまでの米作りの体験授業が行われています。食を通じて、生産者の作物を作る大変さや楽しさを学ぶ授業ですが、そのほか町での取組や今後の予定をお聞かせください。

○議長（早崎百合子君） 竹中産業建設部長、演題にて答弁。

○産業建設部長（竹中 修君） ただいまの西脇議員の御質問でございますが、実務的な内容が含まれておりますので、私から御回答を申し上げます。

まず1点目、担い手の確保・育成と全般についてという御質問でございますが、地域の担い手の確保につきましては、地域計画の検討会を毎年開催しており、地域の担い手を含め関係機関と連携し担い手が継続して農業を続けることができるよう支援するとともに、農地中間管理事業の推進にも努めております。特に養老町では、水田による水稻の栽培が農業の中核をなしており、豊かな水源と肥沃な農地を生かした水稻農業は、農業の継承は町の基幹産業を守る上でも極めて重要です。

こうした背景を踏まえ、担い手不足の解消に向けては、新規就農者の育成・支援も極めて大切であると考えております。そのため、各種相談窓口の設置や補助金などの紹介を通じて、新規参入者が営農を始めやすい環境整備を進めております。

また、単独市町では十分な支援に支障がある場合もあることから、広域的な連携を重視し、西濃地域において西濃地域就労支援協議会が設立されました。この協議会では、就農相談から研修、就農、そして地域への定着までを総合的かつ一貫した体制で支援し、多様な担い手の育成確保を図ってまいります。

今後も、水田をはじめとする地域の貴重な農地を守りながら、農業の持続可能な発展に向け、養老町として積極的に取り組んでまいります。

次に、2点目の土地改良区の内容についてでございます。

養老町内は輪中地帯に位置し、多くの土地改良区を有しております。近年では、農業従事者の減少や高齢化が進み、排水機場の管理や圃場整備などが将来的に困難になることが想定される中、町としても農業の持続性を確保する取組が必要であると考えています。

とりわけ、本町においては、水稻が農業の基幹をなす重要な作物であり、その安定的な生産を支える基盤整備は、地域の生活と経済に直結する最優先課題と認識しております。

こうした背景の下、平成25年12月には、土地改良区の理事長や事務局職員を中心とした養老町関係土地改良区合理化調査検討委員会を設置し、土地改良区の本一化に向けた基本方針を示しつつ、統合整備に関する調査・検討を進めてまいりました。その結果、平成25年当時22あった土地改良区は、現在、海津市と受益がまたがるものを含め15に統

合されており、今後も関係土地改良区と連携しながら、さらなる統合整備に向けた協議を進めてまいります。

さらに、令和7年4月に施行された改正土地改良法においては、土地改良区や市町村など関係者が共同で将来の保全体制を構築する連携管理保全計画、通称水土里ビジョンと申しますが、こちらの策定が位置づけられました。この水土里ビジョンは、地域の将来像を見据え20年から30年後の視点で、農業生産基盤、とりわけ水稻の安定的な栽培を可能にするための施策保全に関し、役割分担や取組内容を明確にする計画でございます。土地改良区の運営基盤強化、人材確保、経営健全化などについても、地域内での議論を得て、土地改良区自らが策定することとされております。

町としましても、岐阜県、また岐阜県土地改良事業団体連合会及び関係機関と連携し、水稻を中心とした地域農業の持続的発展のため、積極的に支援してまいります。

最後、3点目の食育を通しての農業についてという御質問でございますが、町では、子供たちの食と農についての理解を深めるために、町内の小学校において田植や稲刈りなどの農業体験学習を担い手や地域の方と一体となって実施しております。こちら西脇議員も御存じかと思いますが、お世話になっております。

また、学校によっては農業体験学習のほか、JAにしみの女性部の方にお越しいただき、「命の授業～いのちをいただく～」の読み聞かせをしていただき、食に関する感謝の気持ちを育むことを大事にしています。

このほか、大豆の種まきや豆腐づくり、サツマイモを収穫し焼き芋会を行うなど、地域の方々の御協力をいただきながら野菜づくり体験を行い、子供たちの食育の推進を図っています。

学校給食においては、児童・生徒が地域の自然や農業などに関する理解を深め、より深く郷土愛を育むことを目的として地産地消を推進しています。地産地消の給食時には、食材の特徴や栄養価のほか、生産者の努力や工夫について校内放送にて紹介しております。

食育は、児童・生徒の食を営む力を育成し、生涯にわたり心豊かで健康な生活の基盤を培い、人間関係を築く力を育みます。今後も西美濃農業協同組合をはじめ、関係機関と連携を図り、食育をはじめとした次世代につながる農業振興の一層の推進を図ってまいります。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（早崎百合子君） 西脇康君。

○3番（西脇 康君） 2点目の土地改良区について再質問させていただきます。

現在、大巻土地改良区が管理される地区の基盤整備事業が進められております。昨今の米の高騰の影響で国の政策も変わると考えられますが、今後、基盤整備事業についての町の考え方をお聞かせください。

○議長（早崎百合子君） 竹中産業建設部長、自席にて答弁。

○産業建設部長（竹中 修君） 西脇議員の再質問について、私から御回答を申し上げます。

さきの御回答の中にもございましたが、平成25年12月に設置した養老町関係土地改良区合理化調査検討委員会において、統合整備に関する基本方針を策定し、その方針に基づいて土地改良区の統合整備を推進しております。その基本方針の一つには、基盤整備が未整備の土地改良区の解消が掲げられており、用排水兼用水路の分離、区画の大区画化など基盤整備の推進、農地の集積・集約化の促進とともに、未整備区域における土地改良区についても事業推進の役割を強化し、圃場整備事業の進捗に応じた統合整備を目指してまいります。

養老町における農業は、地域の基幹産業であり、とりわけ水稻は中心的な作物としての地域の生産経済を支えております。その安定的な生産体制の構築には、基盤整備の着実な推進が欠かせません。

また、防災面においても、農業水利施設である排水機場の計画的な施設更新に加え、水田が本来有する雨水貯留機能を生かした田んぼダムの活用、こちらにつきましては、場所や条件にもよりますが、洪水リスクの低減に大きく寄与する重要な手法でございます。水田は生産基盤であると同時に、流域全体の水害軽減にも不可欠な役割を果たしていることを町としても強く認識しております。

今後の国の農業政策の動向や制度変更にも十分注視しながら、町として計画的かつ効率的に基盤整備事業を進め、水稻を核とした持続可能な農業の確立と水田を活用した防災対策の両立を図ってまいります。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 西脇康君。

○3番（西脇 康君） 昔から農業は地域に根差した部分があり、コミュニティーの場があります。防災に関しましても、水田に係る防水力は重要な部分であります。

昨今の農業を取り巻く環境も、担い手だけでは農地保全・整備等ができなくなっているのも事実です。関係機関、担い手、各地域の住民の皆様と連携を取りながら、次の世代に継承していってほしいです。

また、お米に関することですが、町のふるさと納税返礼品でも、7割以上を肉の返礼品が占めているようですが、米が占める割合も増加していると聞いております。ほかの自治体でも、米とハンバーグや米と旬の食材といった米と相性のよい食材を組み合わせ、財源確保に取り組んでいる自治体もありますので、養老町でも、事業者との調整や配送料など課題はあるかもしれませんが、米とお肉の相性はいいことは言うまでもないことです。財源確保の一助として、米とお肉をセットにした返礼品の充実も取り組んでいただけるようお願い申し上げます。質問を終わります。

○議長（早崎百合子君） 以上で、3番 西脇康君の一般質問を終わります。

以上で、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

---

○議長（早崎百合子君） 会議を閉じます。

なお、議会最終日は明日6月19日木曜日午前9時30分より再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。御苦勞さまでした。

（散会時間 午後3時04分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年6月18日

議 長      早      崎      百 合 子

議 員      西      脇              康

議 員      清      水      由 美 子

